

財團
人明
治聖
德記
念學
會紀
要 第
十九
卷

研
究

陵の祭と陵の神の宮

理學博士 山口 銳之助

小 序

私は昨年まで諸陵頭を勤めて居ました。私はもともと歴史的方面の知識が一向にありませんので、陵のことが分らず、在職中は役所に古くから居る人々に聞いたり、役所に調べてあるものを少しづつ見たりして、やうやうにお役を勤めて居りました。しかし、私は一体この日本といふお國柄は、皇室を總本家と仰ぎ奉り、天照大御神を始めとし御代々の天皇は元より、國家に功勞のあつた我々の祖先に至るまで、その高恩を感謝

し之を崇敬することが一般國民の第一の心得でなければならぬと思ふて居ります。即ち祖先崇拜といふことが我國體の根本で、その神靈に仕へ奉ることが神道の本義であらうと思ふて居ります。この点から考へますに、御代々の天皇の神靈の在らせられる山陵に關して、今日世間の人の抱いて居る觀念に誤がありはせぬか——現在皇室に於て山陵に盡させられる御態度に就いて、世間に或は充分の理解がないのではなからうかといふことを、私は疑つて居るのであります。そればかりでなく世間にはなほ、墓や陵は穢れたものであり、従つて陵と神社とは混す可らざるものであるといふ考がある様であります。これは我國體の根本義とはどうしても相容れぬことで、何か誤があるに相違ないと思ひます。それで私は先年來、學者先生達にも色々聞いたり、なほ全くの耳學問ではありますが、私自身にも少々研究も致して見ました。この頃少しく見當が付いて來ましたので、加藤玄智君の御勸めに従ひ、先日(大正十一年九月十九日)財團法人明治聖德記念學會でお話を致し、皆様の御批評を願つて見ました。その筆記は同學會紀要の第十九卷に載せて戴けるといふことで同會の方に差出す御約束を致しました。その後にも追々と氣のついた事がありましたので、それをも附け足しなほ甚勝手でありましたが、表題までも改めて掲載を願ふことに致しました。

目次

陵制の沿革の期分け

第一期 第二期

一 山陵

二 喪儀

三 陵墓の祭り

第三期

一 山陵の縮少

二 陵墓での神の祭と陵墓でない處での神の祭

第四期

一 山陵の衰滅と陵墓厭忌の思想

二 大寶令と陵墓の祭

三 神道に對する佛法の壓迫

四 穢の考の高潮

第五期

一 山陵の儀禮

陵の祭と陵の神の宮

二 京都婆式の陵と陵側の寺院

三 墓側の宮寺

第六期

一 山陵奉仕の形式化

二 奉幣のなくなつた山陵

第七期

一 新陵古陵ともに靈廟となる

二 神佛の混和愈密接となる

第八期

一 靈廟式陵の退化と一般の祖靈崇敬の衰頽

二 唯一神道、豊國大明神、東照宮

第九期

一 御火葬の廢止

二 祭神の墓に關して神社の分類

三 神社と墓との關係に就ての謬説

第十期 山陵制度の復古

目次終

陵制の沿革の期分け

開闢以來萬世一系の皇室を戴いて一の革命もなかつたこの御國柄でありながら、陵の制度は實に著しい變遷をなして居る。その沿革をたゞると左の十期に分れる。

第一期。國初から開化天皇まで。これは原始的陵の時代である。

第二期。崇神天皇から敏達天皇まで。これは陵の最も壯大な時代で、その形式は皆所謂前方後圓形で、陵は非常に鄭重に取扱はれた。

第三期。用明天皇から天武天皇の頃まで。陵の縮少する時代で、最早前方後圓の形式は止んで、圓墳或は方墳となり、國の文化は進むに拘はらず、陵の築造は追々簡略になつて來た。

第四期。持統天皇の頃から淳和天皇まで。陵の衰滅する時代。律令は制定せられ百般の制度は整ふ時代でありながら、古來の陵に關する慣例は殆ど滅亡し嵯峨天皇淳和天皇に至つては陵は有害無用なものゝ認められ、御造詔によつて之をお作りにならぬことになつた。これまでの四期を陵の沿革では前期とする。

第五期。仁明天皇の頃から村上天皇の頃まで。室都婆式陵の第一期。陵には室都婆が建てられて全く佛式のものとなり、傍に眞言宗の寺院ができて、之を守ること

になつた。これから後を陵の沿革では後期とする。

第六期。冷泉院天皇の頃から近衛院天皇の頃まで。これは室都婆式陵の第二期で、喪儀や寺院等に就て一定の慣例が出来た處が前期との違ひである。

第七期。白河院天皇の頃から南北朝の頃まで。靈廟式陵の第一期。室都婆式の陵が全く日本風に完全な發達を遂げた時代である。

第八期。後光嚴院天皇から後陽成院天皇まで。靈廟式陵の第二期。皇室の御式微から深草の法華堂が御代々の共同の靈廟として用ゐられた。

第九期。後水尾院天皇から仁孝天皇まで。九重石塔婆式陵の時代。御代代の陵は皆泉涌寺の御廟所にあり、その前には靈明殿があつて祭祀の設備の配置が神社と同様になつた。

第十期。孝明天皇と明治天皇の時。陵の制度復古の時代である。

第一期及第二期

一 山 陵

第一期の陵は簡単な原始的のものであるが、第二期に入つては急に雄大なものとな

り、その形は所謂前方後圓型である。前方後圓型とは前は角に後は圓く横から望むと恰も瓢を半ば土に埋めた様な形である。開化天皇の陵はまだ小いが次代から急に大きくなる。仁徳天皇の百舌鳥耳原中陵は御歷代中最大な陵である。その前後徑は二百六十九間、後圓の徑百三十六間、前方の巾百六十八間、高さは前方も後圓も百十餘尺で三段に築いてある。環澗は三重である。その内澗は最深く、巾は狭い處で三十五間、廣い處では六十四間ある。周圍には十數個の陪冢がある。埴輪も澤山にある。陵の敷地の總面積は十四萬餘坪ある。その前後應神天皇陵、履仲天皇陵、仲哀天皇陵等は順次に續く雄大な陵である。此の時代には陵ばかりでなく、皇族や臣下の墓にも同形の雄大なものは澤山にある。現今畿内を始め西は鹿兒嶋縣より東は福嶋縣に至るまで各縣皆前方後圓形の古墳のない處はない。此時代に圓墳又は方墳も行れて居る。前方後圓形の古墳では死体は必ず後圓の上部の石棺玄室或は玄室内の石棺に納めてある。棺の内外には鏡玉、劔甲弓矢其他種々の調度が副葬してある。

二 喪 儀

我國の上古の風では、人が死んでもその魂が他に移るといふ様な事は考へなかつたものゝ様である。敬愛して居る人が死ねば、その状態は變るが、その人はなほそこに居

るのであるから、成る可くは今迄の通りに仕へて居たいのが一般の情であつた。古代の葬儀はすべて死者——死者の身体——に仕へるといふことが主であるから、人が死んでも直にその死体を片付けるには忍びない。それで殯もがりがある。殯には死体はそのまゝに置いて毎日食膳を供へ、その人が生前特に悦んだ様な事をする。即ち庭燎を焚いて樂を奏し歌を歌ひ舞をまふことなどがある。

反正天皇は五年間殯に在らせられた。允恭天皇は七年間在らせられた。殯が長びけば、伊弉册尊の殯歛の場合の様に膿うみ沸わき蛆むし流ながるゝ状となるから、殯歛に仕へて居る人も其場所も甚しく穢れることになる。この殯歛は或は死体を棺に入れてするのであるかも知れぬが、昔は今日の様な消毒防腐の法もなくエヂプトの様にミイラの製法も知られなかつたから、臭氣も出ようし、汗も流れるであらう。數年の殯歛をすればその死体は最早骨のみとなることもあらう。その骨もなほ敬愛して居る人と思へば決して粗末にはせぬ。最も鄭重な葬りをする。骨になつてもなほ情の異らぬ事は、顯宗天皇仁賢天皇が御父市邊押磐皇子の御墓を御作りになる時の御苦心からでも察せられる。押磐皇子は雄略天皇の爲めに、舍人佐伯部仲子と近江の蚊屋野で殺され同じ穴に埋められ賜ふた。顯宗天皇が御位に即かれてから、御父皇子の御骨を廣く求められたが容

易に知るものがなかつたので天皇は自ら耆宿を召し聚めて歴問したまふた。倭宿禰が妹で置目といふ老嫗がその處を知つて居つたので、天皇は皇太子憶計(仁賢天皇)とこの老婦を將て蚊屋野に幸して掘出して見給ふに、果して老婦の云つた通りであつた然るに仲子の尸が御骨と交つて居て別けることが出来ぬ。皇子の乳母が仲子は上齒が落ちて居ることを知つて居たので、髑髏は別つことが出来たが他の骨は遂に別けることが出来なかつた、そこで蚊屋野に相似せて雙陵を造り葬儀も同じ様にせられた。置目はその功に依つて宮の傍に居らしめ非常に優遇せられた。又韓宿禰といふものは押磐皇子を殺すことに關係したので誅せられる筈であつたが、陳謝の言詞が哀を極めたので天皇は殺さしめるに忍び玉はず、救して陵戸に充て兼て山を守らしめ、籍帳を削つて山部連に隸けられた。倭宿禰は妹置目が功に因つて本性狹狹山君の氏を賜ふた。天皇は又押磐皇子が何等罪もないに雄略天皇の爲めに射殺され骨を郊野に棄てられたまふたのを深く憤り歎かせ賜ひ、皇太子憶計王に其の陵を壞ち骨を擢いて投げ散らして、父の讎を報せんことを計られた。憶計王は固くその不可なことを論じて諫められたので遂にそのことは止んだ。この記事に依つても御骨をなほ御文として敬愛せられた御情愛が覗はれる。

如何に太古素朴の時代でも、如何に敬愛する人の場合でも、膿が沸き蛆がたかる様な穢い様で、いつまでも奉仕を續けることは、生きて居る人の社會には都合が悪いから、葬をなし穢を祓つて始末をつけることが必要となる。死人は或はすでに骨となつてもなほ敬愛した人と思へば、その永久の住處なる墳墓を鄭重にするのは當然である。それで壯大な墳墓を築き玄室を設け、玄室には裝飾をなし、死者は服装を整へて室内或は棺内に安置するのである。玄室内には食器その外常用の器具寶物なども副葬する。

この様に葬りをすれば最早死体の穢はなくなる。墓は清淨なるもので神の坐す所として神聖なものである。近世の人の考へる様に決して穢れたものではない。殯歛と葬りの式に仕へたものは皆穢れて居るから之を祓ひ除かなければならぬ。伊弉諾尊は日向の小戸の橋の檣原あはぎはらに到つて祓除をせられた。我國上古の清淨潔僻の國風では膿の流れる死体を取扱つたものが、水で特に鹹水で身体を滌き洗ふことは物質的に考へても、必要な事である。古俗の最もよく残つて居る神事で死穢を穢の最大なるものとし、又穢を除くに鹹水を滌ぐのは、この神話から胚胎して居る。

死体は葬りで淨化せられ、人人の穢は身滌で清められるけれども、死者の居た處即ち殯歛の場所は洗滌位なことでは清淨にはならぬ。家屋はまだ簡易な木造のものであ

るから、潔癖の國風では死者の居た室は必ず棄てたのである。天皇の宮殿は御代變りには必ず新造せられて、舊殿を棄てられる習慣があつたのもこの潔癖の古風からであらうと思はれる。いくら簡易な住處でも皇室の様に嚴重に一々舊屋を棄てることのつらい場合には、殯の爲めに新に家を作る風もあつたであらう。喪屋或は殯宮を新に造るのは、これを棄てる爲めに造るものであるから、奥津棄戸といふのはこのことではあるまいか。素戔鳴尊が

被は顯見蒼生の奥津棄戸に將臥之具に爲す可し

と仰せられたのは、被は棄戸の殯斂の設備に用ゐる可き樹だといふことであらう。

膿は流れても骨になつても、分れるに忍びないで長い間奉仕して居た位であるから死体を墳墓に葬つてからは、墓に假家を作つて、御陵籠りをしたであらう。その例は始めて次期に見ゆるけれども、それも古來の風俗であつたに相違ない。併しこれも一年或は數年の後には止めなければならぬ。これが止んで人人が遠かる様になる時永久に此の處に鎮まり座す神靈を慰めるために、成るべく永久的な設備をしておく事が必要である。その多少徴象化して裝飾となつたものが埴輪であらう。埴輪には葬儀當時の垣根や、葬列或は陵上の飾とした器具や、鳥獸や、宿直を徴象とした人物などもある又宮の徴象たる家形のものもある。

三 陵墓の祭祀

生きた人間には美点もあれば缺点もある。光明の方面もあれば汚濁な暗黒面もある。死んだ人には再び接することがないからその暗黒面はいつしか忘れられる。追慕の情を以て思ひをその光明の方面のみに集中しつゝその性行を理想化すると大概な凡人の中にも吾々の儀範を見出す事ができる。ましてや常に國民を愛ませ賜ひたる天皇や國家に勳功を立てたり國民を教化したりした偉人を敬愛追慕する時には、その念は益之を信賴するの情となり、崇高なる人格は遂に吾々の云ふ處の神となるのである。その崩薨かんざりましたる時の悲哀は年月と共に漸く忘れられる。神葬りに葬り奉りたる奥津城では御代々の神を祭ることは遂には樂しみとなる、目出度い事となる。神樂歌におきつきにすめ神たちをいはひこし

心は今ぞ樂しかりける樂しかりける

といふのがあるのは、この心を歌つたものであらう。

住吉神社には古來用ゐ來つた特有な祝詞があつてその中に次の文句がある

如月の神事は(中畧)奥の小床を伊頭の磐城と祓ひ清めて云々

とある。これは嚴の岩城に葬つた如く、奥の小床を祓ひ清めて神を齋き奉るので、葬り

が神事の一法たるを示すのである。古語の常石とこいしに堅石かきいしに齋いひ奉るといふのは、その畧言とも見られる。

奥津城で神を祭つたものの、今も尙残つて居る例は澤山にある。諏訪神社には上の社と下の社とあり、上社には本宮から八丁離れた處に前宮がある。前宮は塚の様なもので、その傍に簡素な社殿とお鳥居とがある。そのお祭りは少し離れた處で行はれるが祭典中にこの塚様な處を遙拜する事になつて居る。本宮は拜殿だけであるがそれは丁度八町離れた前宮に相對して居つて、その祭典はやはりこの塚様なものに對して行はれる。又下社の近傍には前方後圓や圓墳の塚がいくつもあつて皆その攝社となつて居るといふ。これは諏訪神社の宮司をして居た菊地氏の話しである。

常陸風土記の新治郡笠間村の條に

油置賣命あぶらおきのみこと、今社の中に石屋いしやあり。

とあるは油置賣命の神の社に石屋即ち石擲があるといふことである。その外式内式外の古い社に墓を祭つたものは澤山にある。三代實錄元慶二年に伊豫國無位墓邊神社に從五位下を授くとある。この墓邊神社は今も周布郡にあるが、前方後圓の墳の後圓の横に接して居る。その外にも古い社で墓に關係のあるものは現今澤山にある。

中には後世墓の傍に移轉して來たものもあるではあらうが、それが皆ではないのは勿論である。

地方には或る氏族の發展した處にその祖神を祀つた神社が澤山にある。そしてこれらの神社で墓に依つたものは少くない。これらは一般にその祖神の墓を祭つたものと見て大体に於ては誤りはないと思ふ。墓の邊神社もその一例である。但しその墓の中には後にいふ空墓もあらうし、祭神と墓の主と異つてをるものもあらう。後者の一例として能登國の氣多神社がある。氣多神社では本殿の裏山にある古墳が最も神聖なる靈所としてある。祭神は大己貴命となつてをるが、始め氣多君の祖なる某を祭つてあつたのが、いつしかその遠祖たる大己貴命となつたものであらう。この類の例は一々擧げるまでもない。たゞ多くの場合には現今神社に於てその古墳を靈所として大切にしては居らぬ。これは後世神社に墓を嫌ふといふ誤つたる觀念の出來たためである。

この様な風俗の時代に、陵墓を離れた地方で、その神を祭らうと思へば近代爪髪又は衣服甲冑などを入れてする様に、死体のない塚を築くこともあり得る筈である。日本武尊の白鳥陵に就ては次の傳説がある。尊が伊勢の能褒野でお崩れになり、そのお知らせ

せが早馬で都に來ると、大和にお在の後や御子方その他の人々が伊勢の國に下つて陵を作りその周圍に伏して哭泣して居られた。その間に日本武尊は大い白鳥となつて飛び去られたので、后御子方達は泣く泣く鳥の飛ぶ方へ追かけられ、この鳥の留つた大和の琴彈原と河内の古市邑とにも陵を作られた。これらの三陵を皆白鳥陵といふ日本武尊は國家の爲めに大功を御建てになり、終にその爲めに僻遠の地で崩御になつたので京畿の民はその御徳を慕ひその神靈を祀り奉らんが爲めに、尊の陵を大和にも河内にも造つた。この様に祭る爲めに造つた空墓が處々にあるがために彼の白鳥陵の傳説が出来たのではあるまいかと思はれる。

景行紀には又かういふ事もある。天皇の五十五年彦狹嶋王は東山道十五國の都督に任せられたが赴任の途中春日の穴咋の邑で薨せられた。この時東國の百姓は王の至らざるを悲しみ、竊に王の尸を盗んで上野國に葬つた。翌年その子御諸別王が又天皇の命を受け父王の業を繼いで東國を領せられた。王は蝦夷の叛けるを誅し、降者を免して善政を施された。東國はこれより久しく事なきを得て、王の子孫長く東國を有せられた。この記事も空墓で解釋するがよい様に思はれる。上野國には王の子孫が長く繁榮して居つたので、彦狹嶋王の墓が祭つて在る。然るに王は春日の穴咋邑に薨

せられ、そこに葬つて在るとすれば、上野に在る墓は竊に尸を盗んで造つたものであるといふ傳説の出来るのは自然である。近年古墳を發掘して屢空墓を發見することのあるのは、皆これであるであらうと思はれる。

續日本紀文武天皇の慶雲二年九月の處に入咫鳥社を大和國宇太郡に置いて之を祭るとある。この時社を新に作つたのであるか、新に社として祭つたものであるかよく分らぬが、この社をいふものは大正の今日もなほ宇太郡鷹塚村に在つて前方後圓の高塚である。先年村人がその後圓部を發掘したら、只一領の鎧があつただけで外に何も無かつたといふことである。これも空墓の一例である。

第三期

一 山陵の縮少

この期にいつては國運は益々發展するに拘はらず、陵墓は著しく縮少された。それは陵墓に對する思想の變動による。即ち、前期よりして佛法の傳來があり、朝鮮、支那との交通が開け、彼地の學問が渡つたからである。用明天皇は佛法に歸依し賜ひ、聖德太子は佛法によつて國政を整へられた。かく佛法の弘まつた事は、國民の陵墓に對する

崇敬心を冷却せしめたが、そこへ支那の學問が入つて來て、積極的に陵墓を縮少せしめたのである。

支那では山陵は非常に重く崇敬された。秦の始皇の驪山の陵は天下の徒七十余萬人を送つて作つたといふ非常なものである。漢またこれを受けて常に壽陵をつくり金銀財寶を藏め、生靈を埋め、後宮の女を園陵に置くなど、葬りは非常に厚かつた。周

代に、宗廟の一部であつた寢は、秦漢以來陵に置くことになり、宗廟の寢で行はれた祭は、陵寢で行はれる様になり、後漢になつては謁陵の典が起つて、帝は長安に幸する毎に諸陵に謁して太牢の祠をなした。魏以後も漢の風をうけて、陵は常に鄭重に取扱はれた。これは、我國の第二期の厚葬崇陵の風と共に東洋民族共通の点を想はしめる。支那ではかく厚葬の風が一貫した制度であつたが、學者間には又一貫した反對論があつた。

従つて事實は大きな陵がつくられながらも、天子はしばしば薄葬の詔を出した。漢の文帝は張釋之の諫めを入れて、霸陵を治するに、金銀銅錫を瓦器に代へ、陵に墳を起さなかつた。魏の文帝は自ら終制をつくつて、學者の論を親ら述べた。

されば支那にあつては、漢以來學者の理想と實際陵制とに甚しき懸隔があつた。厚葬崇陵の風は深く國民性に根ざして居るので、反對論は勢ひ益々峻烈を極める様にな

つた。顧みて我が國をみるに、陵墓に對する習慣は信仰に因ることであるから、この期に入り佛敎と陰陽道とが人心に浸潤するに従つて在來の信仰が動搖をはじめたところへ、支那との交渉が開けるにつれ、陵墓の實物や之に對する風習は渡らず、これに反對する學者の思想のみが傳つた結果、案外の大動搖を來したのである。それで用明天皇以降には最早前方後圓型の山陵はなく、その規模は漸次に縮少され、屢合葬も行はれた。そして推古天皇は薄葬の詔があり、孝徳天皇の大化二年の詔の主意は、魏の文帝の終制その儘であると謂つてもよい位なものであつた。なほこれより以後にも、しばしば薄葬の詔が出て居るが、それは前述の支那の學者論に據つたものであつた。但し特に注意すべきことは、支那の薄葬は、主として厚葬による發掘をおそれる爲であつたが、日本の薄葬の御趣旨は何時でも人民を憐むといふ大御心が主であつたことである。

二 陵墓での神の祭り と 陵墓でない處での神の祭り

葬りはかんはふりとも云つて、人を美化し理想化して神とする一階段であることは前期に述べた。この手續で淨化せられた墳墓に座す處の神に仕へる人を又祝いはまじといふ「はふり」には又放の義もあつて、葬はふりも祝いはまじも穢けがれを祓つて淨め又は淨めまはるの意味で元來古語である

集卷二に、柿本人麻呂が天武天皇の崩御のことを述べた歌に

天の原岩戸を閉て、神あがり上りいましぬ、云々

と詠んであつて、天皇の崩御が天の岩門を閉ちて、御籠りになつた様に云つてある。又

同卷三に、河内王を豊前國鏡山に葬つた時、手持の女王の作れた歌に

豊國の鏡の山の石戸立て

隠りにけらし待てご來まさす

石戸破る手力もがもたよわき

女にしあればすべの知らなく

といふのがあるが何れも天の岩窟の段に因んで詠んだものである。本居宣長の説によると人の死んだのは天照大御神が天岩窟に御籠りになつて世の中が常闇になつたと同じ事である。人の死んだ時に櫛を立て注連繩を張り祝詞を讀み手を拍き音樂を奏し、神樂を舞つたのは何れも天の岩窟の段の故事を真似て行つたもので、就中其の音樂を奏し神樂を舞ふのは死んだ人に再び此の世に生還つて下さいと祈る爲であるといふのである。又同卷三に、石田の王の卒り玉へる時、丹生の女王の作みたまへる歌に
吾が宿に御室を立て、枕邊に齋戸を居る

竹玉を間なく貫きたり 木綿手次かいなにかけて
天なるさゝらの小野の 齋ひ菅手に取り持ちて
久堅の天の川原に 出で立ちて禊ぎてましを

といふ句がある。これは、吾宿に御室を立て、王の殞りをなし、その神靈を祭らうと思つたにといふことであらうと思ふ。(先輩の解釋は異なる) そしてその作法は、同卷にある大伴の坂上の郎女が神を祭る歌に、

奥山の賢木が枝に 白髪つく木綿取りつけて
齋戸を忌ひ穿り居る 竹玉を繁に貫き垂り

とあるのと同様である。

萬葉集卷二に、高市皇子尊城上殞宮の時柿本朝臣人麻呂の作める歌に、
吾が大王皇子の御門を 神宮に裝束奉りて

遣はし、御門の人も 白妙の麻衣着て

埴安の御門の原に 赤根さす日の盡

鹿目物いはひ伏しつゝ 鳥玉の夕べになれば

大殿を振りさけ見つゝ 鶉なす伊這ひ廻ほり

侍らへど侍らひかねて 春鳥のさまよひぬれば

嘆きも未だ過ぎぬに 憶も未だ盡きねば

言さへぐ百齋の原ゆ 神葬り葬りいまして

朝もよく木の邊の宮を 常宮と定め奉りて

神ながら安定ましましぬ

とあるが、これは皇子の殯宮の宿直から葬の様を歌つたものである。又同卷に人麻呂は日並知尊の御陵を

つれもなき真引の崗に 宮柱太しきいまし

御あらかを高知りまして

と云ひ、尊の舍人等が御陵籠りの歌にも、陵を宮といひ常つ御門と云つて宿直することが歌つてある。尊を葬り奉つた處は奥津城即ち岩城である。この永久の御在所はやはり宮であり御門であつて、永久に宿直もしたいといふ親しみのあるものであるといふ心持ちは明瞭である。

墓の神即ち人格者たる神を祭るに、死体のない場合には空の墓を設けて祭ることもあり得る事は前にも云つた。又全く墓なしで祭ることもあり得る。むしろその方が

多数であつたであらう。これらの神を祭る處は上古は神籬ひろぎと云つたが、この頃には大
が宮又は社と云つて居る。宮はみや即ち御家で貴い方の家である。伊勢は大おほ神宮かみのみや
と書いてあつて始めから宮で祭つたのである。出雲でも杵築宮又は出雲大神宮とあ
るから、これも始めから宮殿であつたのである。併し、多くの神は社で祭つてある。社と
はごんなものかといふに、説文に

社は地主なり。共工の子句龍社の神となる。周禮に二十五家社を爲す。各其の
土に宜しき所の木を樹う。

又

社は社の古文なり。

とある。社は土地の神で、句龍といふ人が社の神となつたこともある。二十五家で里
をなし、里は社を作る。何れもその土に宜しき木を植ゑるとあるから、社は木を植ゑた
所である。萬葉集に社は「こそ」の文字に假りてある。「こそ」とはごんなものだから
く分らぬが、新選字鏡に

榭 小樹也 萬木 又巳曾木也

とあるから、こそ木とは小樹或は萬木のこことなる。然らば支那の社は土地の神を木

を植ゑた處に祭つたものであり、日本の社も木を植ゑたもので、こそ木が小樹なら社は一本の賢木か何かを植ゑた處で、こそ木が萬木なら社はもりである。又萬葉集に澤山に例のある杜といふ和字も社から出たものであるかも知れぬ。社の木を省けば社となり、示を除けば杜となる。同集卷十二に

不想乎。想常云者。眞鳥住。

卯名手乃杜之。神思將御知。

とある。うなでは大和國高市郡畝火山の西北雲梯村で、うなでの神奈備に坐す神は事代主命である。神の社はもりであるから、又萬葉集卷二に次の様な例もある。

哭澤之。神社爾三輪須惠。雖禱祈。

我王者。高日所知奴。

同集卷七には

木綿懸而齋此神社。可超

所念可毛。戀之繁爾

この様に神の社は森である。そしてそれを始めは「こそ」と云つたものらしいが、後には専ら「やしろ」と稱へることになつた。「やしろ」は家代で、みやしろは御家代即

ち宮代である。神の座す處で設備のよい處にははやくから宮があつたのだが、多くの神はまだこの原始的な社即ち杜に齋き祭つてある。三期の末には瓦葺の寺が澤山に出来たから、最早神を祭るにも宮がほしいといふ時代になつた。それでこの社を宮と見倣して宮代みやしろ或は單に家代やしろと云ふことになつたものと見ねる。後世には社には大概宮が出来たのであるが、對馬などには今もなほ式内社で宮のないものもある。又後世には社には必ず宮のあるものとなり、社と宮と區別がなくなつたので、始に神の宮と稱へたものが後に神の社といふ様になつたものもある。宇佐宮、管崎宮、天満宮などは皆近世神社と稱へられることになつた。

天武天皇の三年、將軍大伴連等が金網井に陣して居る時、高市社に座す事代主神と牟狹社に座す生雷神とが、高市郡の大領許梅きつめに神憑りして、神武天皇陵に馬や兵器を奉ることと、御自分が官軍を守護せられることを教へられた。それで陵には許梅きつめを遣して祭り拜ましめ、馬及兵器を奉らしめられ、又高市牟狹二社の神にも奉幣して禮祭せしめられた。この高市の社の神は事代主命で、前の万葉の歌にある高市郡畝火山の西北のうなでの社の神も事代主命であるから、高市の社は即ちうなでの社であらう。牟狹の社も多分同じ様な社であつたらう。然らば神武天皇の爲に天皇に奉幣の御注意をせ

られた兩神の社は、山に似たものであつたのである。

第四期

一 山陵の衰滅と墳墓厭忌の思想

第二期では陵は非常に雄大なもので、その取扱も鄭重御崇敬も深厚であつたのであるが、第三期に入つては薄葬の御趣旨から陵は漸く縮少せられ、この期には屢無用のものと考へられた。持統天皇は佛敎の御信仰から火葬を御用ゐになつた。火葬は眼前に死体を消滅させるのだから、死体を大切にした日本の古俗とは全く相容れぬ俗法である。それより數代の間は續いて火葬を用ゐられ、元明天皇は特に嚴重な詔があつて陵を起さしめられず、聖武天皇の御葬儀は全く佛に奉ずる如しといふ様な譯であつた。光仁桓武平城の御三代は反動の時期であつた爲めに前期に倣つた山陵が出来たが、嵯峨天皇は又御遺詔によつて陵を起さしめられず、淳和天皇は御火葬の御骨を山上に散らしめられるに至つた。仁徳天皇の百舌鳥耳原中陵と淳和天皇の大原野西嶺上陵との大小は、決して我國力や皇室の御稜威の強弱輕重に準じたものではない。外來の思想の影響によつて陵墓に關する一般の觀念が非常に違つてきたからである。第三期から

第四期の末までは殆ど三百年の長年月であるが、この間に陵墓の實際は段々と縮少せられ、それに準じてその御取扱も薄くなり御崇敬も追々と衰へた。

第二期の終りには方術遁甲の法が渡來して以來、道教的の思想は速に傳播した。第三期の薄葬の御遺詔中の墳墓不要説もこの系統の思想である。此の時代の儒學といふものは多く讖緯五行説の傾向のものであつた。學令によると、大學生には五位以上の子孫及び東西の史部の子を取つて之を爲よ云々とある。註に前代より以來世を重ね業を繼ぎて、或は史官となり或は博士となり因つて以て姓を賜ふ、總べて之を史と謂ふとあるが、これは主として歸化人の後裔である。その學習することは勿論經書ではあるが、周易は特に重んぜられて居る。陰陽寮や神祇官の人の學問も勿論同じ系統のものであつたらう。陰陽寮の龜卜は道術的なものであつたらう。神祇の儀禮にも道教的のものが澤山にある。神祇令に

凡そ六月十二月の晦日の大祓は東西の史部祓の刀を上り、祓の詞を讀む。訖つて百官の男女祓の所に聚集し、中臣祓祠を宣へ、卜部解除を爲す

とある。この史部の祓の詞は漢文で一種特別のものである。この史部の人々はこの様に祓のことなども關係するから、常に神祇官や陰陽寮に勢力のあるものであつたら

う。

神の意に逆へば祟があるといふ考は神代からあつた。禍津日神など専ら災をする神もあつた。併し敬愛せられたる仁君や慈父の美化理想化せられた神は慈愛の情に富んだものでありさうなものである。顯宗天皇が押磐皇子の御墓をお作りになる時の御苦心や、齋明天皇が建王を殯りに置かせられた間の御歌などを見ると、墓に對して親愛の情こそあれ悲しいといふ様な考は見えぬ。鬼又は死靈が人の性格如何に拘はらず、先天的に厭な恐しい者であるといふ考は日本神代の神話からは出て來ぬ様である、これはどうしても外來思想である。支那では古來俗間にこの種の信仰がある。第三期以來道術等が傳來してから我國にもこの信仰が一般に擴がつた様である。齋明天皇の御喪儀の時、朝倉山に鬼の出でたことが書紀に出て居る。その前朝倉山の神の祟りがあつたから、その關係があり相ではあるが、それはよく分らぬけれども、此頃までに鬼といふものの考が在つたことは分る。死靈は一般に恐しいもので、どんな人でも死ねば恐しい鬼となるものであるから、怨を呑んで死んだものの怨靈は最も恐しい祟を爲すものと考へられた。この考は光仁天皇、桓武天皇の頃から最も烈しくなつた。この頃には、何か災異があれば必ず祟であるといふことが陰陽寮や神祇官の卜筮に現は

れる。そしてそれが屢怨靈の祟である。

光仁天皇の皇后井上内親王は、寶龜三年三月巫蠱に坐して廢せられ、次いで後の出た
る他戸親王も亦皇太子を廢せられた。四年十月内親王と廢太子とは大和宇智郡の沒
官の宅に幽せられ、六年四月同日に卒せられた。七年九月毎夜瓦石を京中の屋上に擲
げるものがあり、文八年の冬雨が降らないで井水が盡く涸れたので、陰陽寮は何れも内
親王のたたりであると奏問をした。九年正月使を遣して、改めて皇后を葬り墳を墓と
稱し、守家一戸を置かれた。なほこの後も不祥な事があれば、卜筮の結果は皇后の祟り
とあるので、桓武天皇の延暦十九年皇后の位を復し墓を山陵と稱することにせられた
光仁天皇の皇子早良親王は桓武天皇の皇太子で天皇から政を委ねられて居たので、佐
伯今毛人を參議に任せられた。然るに中納言藤原種繼が奏して之を奪つた。太子
は之を怨み種繼を殺さんと請はれたけれども、天皇は之を聽き玉はずして却て太子を
疎み、政を委ねることを止められた。太子は愈々天皇を恨み延暦四年八月天皇が平城
宮に幸せられた留守に乗じて、人をして種繼を射殺さしめられた。天皇は急ぎ還つて
射殺者を誅し、太子を廢して乙訓寺に幽せられた。太子は絶飯すること十餘日にして
死なず、尋いで淡路に流された。その途中で薨せられたので、淡路に葬られた。延暦十

一年皇太子久しく病めるので之をしつたら、廢太子の崇といふので諸陵頭諸使王等を遣して之を謝せられた。後又疫厲が流行して人が多く死んだら、これも又崇といふことで僧を淡路に遣して讀經修福を祈らしめられた。なほその遺骸を迎へようとせられたら、その使者は二度までも海に溺れた。終に之を大和の入嶋に移し、崇道天皇と追尊し、その墓を山陵とせられた。天皇の病大漸のとき、廢太子の事件に關係のあつたものは存亡に拘はらず皆本位に復せられ、崇道天皇のおん爲めに諸國の國分寺の僧をして春秋二仲月各七日づゝ金剛槃若經を讀ましめられることになつた。けれども天皇は程なく崩せられた。これから後も皇室に何か御不幸があるといつても崇道天皇の崇といふことになつた。

崇のあるのは怨靈ばかりではない。淳和天皇が御遺説に仰せられた通り、墓は鬼物の憑りどころといふ譯で、自分を最も愛して居た筈の父祖の墓の靈も少し氣に入らぬ事があれば直に崇を爲すものと信せられた。狹城盾列陵(神功皇后)を始め、後田厚陵(光仁天皇)、柏原陵(桓武天皇)等も屢崇があるので、これを宥める爲めの奉幣が頻繁に行はれた。

此の時代に墓が恐しい厭なものであるといふ觀念の強かつたために社會に現はれ

た色々な現象がある。土師部はもと土器を作ることを專業とする部民であつて多く山陵に關係したために、いつしか凶禮と山陵とに關する専門の家となつてしまつた。令義解に諸陵頭の職責の下文に

土部十人凶禮を賛け相くることを掌る

とあり、義解に

凶禮とは終を送るの禮を謂ふ。即ち土師宿禰の年位の高く進める者は大連と爲り、其の次は少連となり、并に紫衣刀劍にて世々凶儀を執る。其の文多し故に載せざるなり。

とあつて、土師宿禰が率ゐる所の土師部が凶禮を賛け相くる事の規定になつてをる。然るにこの凶儀が世間から忘み嫌はれる事が甚しい爲め、之を取扱ふことを職業とする土師部は、丁度江戸時代の穢多の様に忌み嫌はれ、他から土師と呼ばれることをさへも忌はしくなつたと見えて、土師宿禰古人等は先づその姓を管原と改めんことを請ふたその文は讀日本紀天應元年の條にあるが、先づ祖先野見宿禰の功を述べて次に

祖業を觀るに吉凶相半す。若し諱辰に凶を掌れば祭日には吉に預れり、此の如く供奉して允に通途に合へり。今は則ち然らず。専ら凶儀に預る。祖業を尋ね念

へは意は茲に在らず。望らくは請ふ居地の名に因り土師を改めて以て管原姓と爲む。

とある。これは直に勅許せられた。この時遠國にあつてこの例に漏れた土師宿禰安人は翌年又請ふて土師の姓を秋篠と改めた。又延暦九年十二月には管原眞仲土師管麿等は太政官符と爲つた。延暦十六年には土師の宿禰等が凶儀に預るを停むべき事といふ太政官符がある。その文には又野見宿禰の勳功を述べて、次に

然らば則ち野見宿禰の苗裔は應に延賞の澤に霑ふべし。而して翻つて凶儀を掌り吉禮に預らず。夫れ喪葬の事は人情の惡む所なり、専ら一氏を定めて其の職掌を爲すは事に於て之を論ずるに實に穩ならずと爲す。臣等伏して望むらくは永く停止に従はむ。縦し吉凶あらば諸氏に同じくし、其の殯宮の御膳、誅人の長及び年終奉幣の諸陵使は普く諸司及左右大舍人雜色人等を擇んで之に充てむ、云々。

これも亦御聞き届けになつて年終奉幣諸陵使即ち荷前の使には蔭の子孫、散位、位子等を差んで之に充てられることになつた。この土師氏の運動でも當時凶儀が如何に嫌はれたか、明治天皇の大喪使の役人になつた人々などの思ひも及ばぬ厭なものであつた事が分る。そして荷前の使もそれと同じ様に厭なものであつたのである。荷前の

使の定めは元日の儀式の擬侍従と同時に吉日をゑらんで定められ、その發遣も又吉日に行はれる處の吉祭である。然るにこれが諸陵の使であるが爲めに凶儀と見做され、殯宮の御膳誅人長の役と共に御免を願はなければならぬものと考へられた。荷前の使は土師氏が先祖以來の世職としてさへ厭であつた位であるから他の諸氏の人々も勿論厭である。この時から後は荷前の使を仰せ付けられるものは一般に五位以上の侍従次侍従非侍従であるが、彼等は當日に臨んで或は忽ち隱遁し、或は俄かに病故を稱し、遂に奉仕せざる輩十の四五に及ぶといふ様な事であつた。よつて此の使を闕怠するものは解却するとか翌年正月七日の節會に預らしめぬとか位祿及十一月の大嘗祭の祿を奪ふとか、色々の罰則を設けて科責せられるけれども、この使を避けることは末期に至るまで少しも止まなかつた。

陵戸が官戸家人公私の奴婢と共に賤民であることは令の定めである。彼等は田地を割當てられて租庸調を納める處の普通の良民でないから區別せられて居るのである。従つてこの点からいふと神戸も亦雜戸で同じ様なものの筈である。然るに陵戸が特別に賤められる様になつたのは元より墳墓厭忌の思想から來るのである。

正式の喪儀は凶事としてその奉仕者が厭がり、山陵の祭祀はその奉幣の使さへも厭

がり、陵戸は世人の最も厭がる職業である。嵯峨天皇や淳和天皇は人のこの様に厭がる喪儀や山陵やは又御厭であつたのであらう。兩天皇はすでに御位を御すべりになり、佛道に歸依して在らせられたから御行動に御自由があらせられた。嵯峨天皇は御遺詔に卜筮を信する無れ、俗事に拘はる無れと仰せられ、御葬送は少數の近習者に供奉せしめ、山陵には御子様方の家人等に奉仕せしめられた。淳和天皇は御骨を山上に散さしめられて、崇りの元となる様な山陵は作ることさへも御避けになつた。泰平の世の中で一天万乗の君がたとへ佛法の御信仰に依る御安心はあつたにしても、この様な御決心を遊ばされるのはこの方面に關する風俗が如何にも行きつまつたものになつて居たからであらうと思はれる。承和十一年文章博士春澄宿禰善綱等は、大納言藤原良房の宣を被つて稱はく。

先帝の遺誠に曰はく、世間の事物怪ある毎に崇を先靈に寄す。是れ甚だ謂れ無きなり者。今物怪あるに隨つて所司に卜筮せしむれば、先靈の崇りは封兆に明なりとす。臣等擬ふ。信すれば則ち遺詔の旨に忤ひ、用ゐざれば則ち當代の咎に忍ぶ進退惟れ谷まり未だ何れに従ふかを知らず。若し遺誠にして後に改むべきあらば、臣子商量して之を改めん耶否か（下略）

と朝儀之に従ふとあるけれどもこれに依つても當時は物怪ある毎に崇を先靈に寄すといふ様な恐怖迷信に満ちた世の中であつたことが分る。

二 大寶令と陵墓の祭祀

この第四期は墳墓に關する思想の混乱の時代であつた。陰陽道には前に述べた様な支那思想が澤山に混入して居る。佛性は後世の様にまだ日本化しては居らぬがその信仰は實に厚かつた。神道は佛法の壓迫に對して奮闘しつゝあつた。大寶養老の律令はこの思想動搖の間に出來たのだから、格式にそれと精神の全く異つたことがあるのは必ずしも無理のないことである。古來の陵墓の祭りのことは前に述べた神代の神祇祭祀と共に近い祖靈を祭るこの陵墓祭があつて、始めて我國体の根本義たる祖先崇拜の精神は完きを得るのである。然るに陵墓に關する觀念は外來思想の爲めに大に動搖し孝徳天皇の大化の革新の時は陵墓の崇敬はすでにその下り坂で、天皇の詔の主要なる文句は魏の文帝の墳墓不要の哲理である位であるから、その時の官制に神祇官が太政官や八省の首位に在るに拘はらず、陵墓祭はすでにその外に驅逐せられた大寶令に於ては陰陽を變け理むることが太政大臣の重なる職責であつたり、中務省に陰

陽寮があつたり、祥瑞のことが儀制令中の要目であつたり、又僧尼令が神祇令の直後に
 出て居るなど、陰陽道と佛敎とは令の精神に深く喰ひ入つて居るのである。大寶の神
 祇令にある鎮火祭、遺饗祭などは日本古來の祭祀ではなく、陰陽道の思想から出來た外
 來のものであり、神事の神髓であるべき散齋致齋の定めも支那に倣つたもので、唐の禮
 樂志の定めと殆ど同一であつて、僅かに異なる處は佛法の影響であることなどを見る
 と、神祇尊崇の方式も當時すでに外來思想の影響の大きいことが分る。陵墓の觀念も前
 期來大に變つて居るから、神祇の祭と陵墓祭と余程違つたものと考へられて、陵靈の祭
 りは神祇官から退けられ、喪葬凶禮と共に治部省の被官たる諸陵司が掌ることになつ
 て居る。陵墓祭は神祇官からは退けられたのであるが、大寶養老の律令では皇室の
 敬神崇祖の禮典に於て山陵は未だその一半の位置を占めて居る。即ち山陵の祭祀は
 支那の宗廟の祭祀に當るものであつて、支那の郊祀と宗廟の祭祀とに對して我國では
 神祇と山陵との祭祀を立てたのが大寶養老の立法者の精神であつた。

支那では漢以來、昔の宗廟の祭祀の一半が山陵に移つたのみならず、後漢末の幼帝の
 如く宗廟の昭穆に入れられぬときは、天子と雖もその祭が山陵に出來る場合もあつた
 この場合には山陵は即ち廟である。漢では寢には日祭し、廟には月祭し、便殿には時祭

す。この寢と便殿とは山陵にある。日祭は日に四度食を上り、月祭は歳に二十五祀し時祭は四時に祭るのである。唐では例の學者の議論で山陵の制度は頗る減省する處ありといふことだが、それでも皇祖以上太祖までの陵は朔望五節に一祭し、皇考の陵はその外に日日食を進めることになつて居る。我國では古來山陵に鄭重な祭祀があり支那でも常に學者の反對論はあるにしても山陵には宗廟よりもむしろ鄭重な位の祭祀があるとして見れば我國で新に祭祀の制度が建てられる時に、山陵と宗廟と并べて置かれる必要はない。御歴代の天皇は山陵で祀られる。皇室としてはこれで御追孝の御趣旨は足りて居る。山陵を離れた場所でお祭りになるのは特別な事情のある場合だけある。律の八虐の二は謀大逆で、山陵及宮闕を毀つことを謀るを謂ふとある。唐律には山陵の上に宗廟とある。これも日本の山陵は彼の宗廟と山陵とを兼ねたものに當る一例である。

諸陵頭(始は諸陵正)の第一の職責は陵の靈の祭りである。支那の廟では廟は以て主を藏し、四時を以て祭る。寢には衣冠に杖有り、生の具を象る。以て新物を薦む。

とあつて、陵寢には新物を薦むることがその奉仕の第一義である。茲には祭とは云つ

てないが勿論祭りである。我國で古來陵墓に荷前を奉ることは支那のこの陵寢の奉仕よく一致して居るので、古來陵墓祭にはいろいろの形式の祭もあつたらうがその中荷前が特に儀式的に行はれたのであらう。荷前は伊勢の大神宮其他神社にも奉られる。又山陵には物を獻じ皇室國家の大事を奉告し危難を攘ふことを祈願する等の儀禮も伊勢大神宮と共に行はれる。唐では是等の事は宗廟陵寢に最莊重な儀式で行はれて居る。未だ萬事唐に及ばない我國でも、唐制に相當する山陵や神社の奉幣は相當な儀式で行はれることは一般に希望せられて居たであらう。奉幣の儀式を立派にするには宮が必要である。伊勢大神宮には速くから立派な宮があつた。山陵には宮はなかつた。神社も必ず宮のあるものとは限らない。併し寺院には必ず建築物があるから、その釣合上社にも追々神殿が必要となつたであらう。社に神殿が出来れば時々奉幣や奉告祈願等も立派な陵となる。未だ宮の無い社に奉幣のある事もあつたであらう。前期末天武天皇の時高市の社即ち「うなで」の社に奉幣のあつた事もあるが此の期にもこの様な場合はまだあつたであらう。然らば今の制定當時伊勢の大神宮に并んで諸陵にも奉幣奉告祈願等の制が定められるに當つて伊勢には宮があつて諸陵には宮のなかるべき者であるといふことが定められたとは思はれぬ。山陵が支那

の宗廟に相當するといふ考があれば、山陵には寧宮の出来るものであるといふことが豫想せられて居たと思はれる。惠我藻伏岡陵の前面、今の御拜所の左手から奈良朝時代の古瓦が出る。その外にも山陵の傍から同時代の古瓦が出る事がある。これ等は一時出来た廟宮の遺物ではあるまいかとも思はれる。

當時の記録は皆漢文である爲めに、とかく物事に支那流の名稱を用ゐる習慣があつた。この流義の文書には、山陵を廟と書いたものは澤山にある。そしてこの習慣は後世までも續いた。同一の人を祭る廟は幾つでも出来るものであるから、陵墓の靈の様により多く人格者として意識せられて居る神を祭る處は、陵墓でなくても一般に廟と稱へる慣例も出来た。特別な關係で山陵以外の地で祭つてある香稚宮は、はやくから香稚廟とも稱へられた。陵の神は即ち廟の神であるから、延喜式神名帳に豊前國宇佐郡の大帶姫尊を祭つた神社が大帶姫廟神社となつて居る。万葉集には建物がなくとも陵を宮、みあらかみかどなどと歌つてあるが、廟といふ慣例になつてからは宮と稱へられることはなくなつた様である。この期には墳墓の觀念が變つたので、古今集には最早万葉の挽歌の様な墓に親しみのある歌はなく、万葉のこの種の言葉使ひもあまり用ゐられなくなつたと見わる。

令制では諸社に神戸があり、諸陵には陵戸があつて、その租庸調は皆社又は陵の爲めに用ゐられることになつて居る。この神戸陵戸が神社山陵に對する御仕向の根本である。神社には祝部がある。それは神戸の中から簡定し、もし人がなければ唐人から取るものである。陵には之に相當するものは令に出て居らぬ。聖武天皇が大佛鑄造の時黄金の出たので、神佛の冥助を感謝せられた時の宣命に祝部、僧尼と并べて、大御陵守り仕へ奉る人といふものが擧げてある。延喜式に出て居る預人といふものが之に當る。

佛法が社會のあらゆる方面に浸潤してからは、僧侶が日本の神も祭る様になつた。神前でも讀經が行はれる。僧侶がすでに祭つてある神に、別宮を作つて純然たる佛式で神に奉仕をすることもある。それは神宮寺である。伊勢には神宮寺が二つも出来た。其の他神宮寺の出来た大社は幾個所もある。僧侶が新に神を齋きまつることもした。それは宇佐八幡宮や宮崎八幡宮で皇室の御崇敬の最厚いものとなつた。この時代に或る墓を特に鄭重に祭らうといふ場合に、最も活動して之に従事するものは、中臣忌部の輩であらうか、諸陵寮の役人であらうか、または僧侶であらうか。墳墓を厭がるこの時代には中臣忌部の輩は決して關係しない。諸陵寮が祭るべきものは陵の靈

であるから、陵以外の墓の靈には關係しないのが當然である。それでなくても當時の諸陵寮はあまり他に手を延ばし相にもない。然るに僧侶は前記の様に八幡宮にも成功して居る際であるから、墓に宮を作つてその祭祀に従事するものは僧侶であるのが自然の順序であつた。藤原廣繼は天平十二年八月僧玄昉と吉備眞備とを除かんことを請うて省みられず、翌九月兵を擧げたが遂に討伐せられた。廣繼の怨靈は屢崇を爲すので、十七年玄昉を筑紫に遣して觀音寺を作らしめられたが、翌年玄昉は死んだ。これも廣繼の崇とせられた。天平勝寶の始め吉備眞備が肥前守となつた時又廣繼を祭つた。眞備は廟殿二字を造立して兩所の廟を鎮坐せしめ、神宮知識無怨寺を建立して佛經を安置し二十四の僧を祈願住寺の僧として定置し、墓守三十人、宮寺の雜掌人六十人を置き、多くの田地を施入した。即ち廣繼の爲めに新に僧侶の奉仕する神宮が出来たのである。朝廷では唐制を摸せられたために、宮の有無に拘はらず、陵を廟といふ慣例が出来て居る。廣嗣の墓には神宮が出来たが、それも立派な陵である。これは又廟宮とも稱へた。

藤原鎌足の子僧定慧は、攝津國嶋下郡阿威山に葬つて在つた鎌足の遺骸を多武峯に移して、塔をその墓上に建て、後塔の南に妙樂寺を建立し、又その南方に三丈の聖靈院を

建てた。この聖靈院を多武峯の靈廟といふ。多武峰の靈廟は又御廟とも云つて始めは神社とは云はなかつた。ここに塔を墓の上に建てたとあるので、今の十三重の塔の下が鎌足の墓であるいふ説もあるが、塔を墓上に建てる習慣の出来たのは遙に後のことであり、且つ當時の習慣では鎌足ともあらうものの墓にそんな小さいもの出来る筈がない。その墓は別に無ければならぬ。本殿の裏に高所に小さい圓墳がある、少し離れて破裂山といふ大なる圓墳もある、何か事があると鎌足の墓が鳴動したとか破裂したとかいふことがよくあつたので、この大い方の圓墳が破裂山といふ俗稱を得て居る。本殿の裏にある方は人の行かぬ神域に在るのであまり人が知らぬ。この鎌足の墓を茲に移したといふことに就いては學者の間に議論もあるが、それは何れにしても、鎌足の墓と考へられて居るものの傍に妙樂寺聖靈院といふ寺があつて、それが廟宮であることには間違はない。この靈廟は御花園院天皇の朝(第八期)大明神の神號を授けられて、大織冠大明神又は多武峰社と稱へた。明治元年神佛混淆の嚴禁せられた時、妙樂寺を廢し、多武峰大明神を談山神社と改められた。

延暦二十四年桓武天皇不豫の時、淡路の崇道天皇の陵に靈安寺を創め、小倉を造りて、稻三十束を蓄へ調庸の綿各百五十斤を以てその山陵に充薦せしめられた。廢太子の

遺骸は十七年に八嶋に移された筈だけれど、十九年にその墓が山陵とせられた時淡路にも陵戸を増して三烟とせられた位であるから、この墓も曾敬せられた譯である。この靈安寺のことはよくは分らぬが、やはり宮寺であらう。八嶋陵には翌年八嶋寺が出来たが、これも後に八嶋社となつたから多分宮寺であつたらう。井上内親王の宇智陵の傍には靈安寺御靈大明神があるが、これは勿論宮寺である。聖徳太子の磯長墓に在る叡福寺は推古天皇の二十九年に出来たといふことである。叡福寺は眞言宗の寺で今もなほ太子の御廟と稱へて居る。聖武天皇の佐保山陵にあつた佐保山眉間寺は、もと眺望寺と云つて天平勝寶六年に出来たといふことである。これも廟宮である。この兩寺の第四期以前の沿革に就ては、私はまだ一向に知らない。

三 神道に對する佛法の壓迫

前期以來佛教は隆盛で皇室の御歸依も厚かつたのであるが、聖武天皇の天平の頃には僧侶が神祇崇敬の方面にも關係する様になつた。宇佐八幡宮の建立はその頃である。八幡やはたは地名であるといふ説もあるが佛語であるらしい。速くから朝廷の御信仰は厚く、天平九年四月には伊勢神宮、大神社、築紫住吉、香推宮と共に、八幡二社にも使を遣して幣を奉り、以て新羅の無禮の狀を告げられた。同十三年閏三月には八幡神宮に秘

綿冠一領、金字最勝王經法華經各一部、度者十八人、封戸馬五疋を奉り、又三重塔一區を造つて宿禰に養られた。これは東大寺の大佛建立の爲めである。天平勝寶元年十一月には八幡大神は託宣して、京に向ひ天神地祇を誘つて大佛を成就し奉らんとする事であり、その上洛があつた。その結果東大寺にも八幡宮が出来た。又橘諸兄を遣して大佛鑄造の事を伊勢大神宮に祈らしめられた。この大佛鑄造と伊勢大神宮の關係に就て、元享釋書等にあまり深いことが云つてあるので、學者の間には議論もあるが、天平二十一年陸奥國から黄金が出たについて諸社に奉幣せられるころ、大神宮の神主等が賜爵の恩典に浴して居るのを見ると、この祈請の事は確であらうと云ふことである。

稱徳天皇の天平神護元年の大嘗會の宣命に

今日は大新嘗のなほらひの豊の明聞しめす日にあり。然るに此の遍の常より別に在る故は、朕は佛の御弟子として菩薩の戒を受け賜ひて在り。これに依りて上方は三寶に供へ奉り。次には天社國社の神等をもいやび奉り、次には供へ奉る親王たち云云

とあり又

神等をは三寶より離れて觸れぬ物ぞとなくも人の念ひて在る。然れども經を見ま
つれば、佛の御法を護りまつり尊みまつるは諸の神たちにいましけり。故是を以
て出家人も白衣も相雜はりて供へ奉るに豈障る事は在らじと念ほしてなくも本忌
みしか如くは忌まずして此の大嘗は聞しめすと宣り玉ふ御命を諸聞し食さへ
宣る

とあつて神は佛の御法を護り玉ふといふことで、神佛の和衷である。

神宮寺の建立も亦神佛和衷の一現象である。伊勢の大神宮寺はいつ頃出来たもの
であるが、文武天皇の二年に多氣郡から度會郡に移した事が續日本紀に出て居る。越
前の氣比神宮寺は和銅年間に藤原武智麻呂が氣比神の靈夢によつて建立したものだ
といふことである。宇佐の八幡彌勒寺は神龜二年になり、鹿嶋神宮寺は天平勝寶年中
に多度神宮寺は天平寶字七年に、八幡比賣神宮寺は神護景雲元年に出来て居る。又天
平神護三年七月に丈六の佛像を伊勢神宮寺に造られた。同三年には多氣郡の逢鹿瀬寺
を改めて太神宮寺とせられ、神郡に二つの太神宮寺が出来た。二個の神宮寺のあるの

は、伊勢の外には宇佐八幡宮だけである。伊勢と宇佐とにだけ神宮寺が二院もあるといふことは、この兩社が神佛習合の焦點となりつつあつたのであるとも解釋が出来る。神宮寺ばかりでなく神前の讀經といふことも盛に行はれた。この神前で經を讀むといふことは、災妖を攘ひ福利を祈るために祝詞を讀むのと同様の作法であるから、民衆は之を同一の意義のものと解したのであらう。僧侶は布教の方便として又その意味で之を實行したのであらうと思はれる。

この様に諸國の神社が佛法に侵されるのはまだしもとしても、伊勢の大神宮が神佛習合の焦點となつたり、僧侶が大嘗會に關係する様になつては、神道の立場がなくなる譯であるから、古來神祇の奉仕を職として居る大中臣氏等も安閑としては居られぬ譯である。孝謙天皇以前は歴代佛法の御信仰が厚く、玄昉、行基、良辨、道鏡など相尋いで僧正僧都となり、朝廷に威を振つて居たから何とも仕方がなかつたが、次の光仁天皇の御世には、道鏡の失脚を機會に佛法は大に排斥せられ出した。寶龜三年には度會郡の神宮寺は飯高郡に移され、同六年には逢鹿瀬の大神宮寺はなくなり、同十一年には飯高郡の大神宮寺もなほ遠方に退けられた。寶龜五年には多氣度會二郡の寺田を皆他郡へ替へられた。僧尼令に僧尼が「上玄象を觀て灾祥を説き、語國家に及びて百性を妖

惑すること」并に「吉凶を卜相し及び小道巫術にて病を療やすこと」が禁じてあるのを見ると、陰陽道は佛教に對して保護してあつて、陰陽道と佛教とは相對峙して居た事が分る。寶龜三年の神宮寺の移轉の時は、陰陽寮が西大寺西塔の落雷を卜したら、近江國滋賀郡小野社の木が塔の構造に用ゐてあるのでその崇りとなり、八月六日の暴風雨は、伊勢の月讀神の崇となつて居るなどを見ると、陰陽家は佛法排斥に力を盡して居た様に思はれる。

四 穢の考の高潮

佛教に對する反動時期即ち光仁天皇、桓武天皇の頃から、崇といふことと穢と云ふことが非常に矢筈しくなつて來た。兩方共に佛法ではあまり云はぬことであるから、これは佛法の排斥と共に特に鼓吹せられたのであらう。崇の矢筈しくなつたことは前に云つた。これから穢の思想の高潮したことを述べよう。神祇令に

凡そ散齋の内は諸司事を理むること舊の如くせよ。喪を吊ひ病を問ひ穴を食ふことを得ざれ。亦刑殺を判わらざれ。罪人を決罰せざれ。音樂を作さざれ。穢惡の事に預らざれ。致齋には唯だ祭祀の事をのみ行ふことを得。自餘は悉く斷めよ。其の致齋の前後を兼て散齋と爲よ。

とある。唐の六典には

凡そ豫祀の官散齋には事を理むる舊の如く唯喪を弔ひ病を問はず樂を作さず刑殺の文書に判署せず罪人を刑罰せず穢惡に豫らず唯祀の事を行ふ。

とあるから、令の文は殆どこのまゝである。唯宐を食ふことの禁が加はつて居るだけである。これは禮記の

齋者不樂言不取散其志也、心不尙慮必依於道、手足不苟動必依於禮、是故君子之齋也、專致其精明之德也、……齋者精明之至也、然後可以交於神明也

の精神から來て居る。我國でも古來神に仕へるにはこの心持を以てしたのであるがこの様に立派な文に書きあげたものはなかつたから令が編纂せられるとき支那の散齋の心得の文句が殆どその儘に執られたのであらう。齋の目的は其の精明の徳を致すといふ極めて精神的なことであるのに令の文に加はつて居る宐を食ふといふことは一見甚不釣合に見える。併し佛法から見れば前記の齋は取りも直さず精進といふことであつて精進には宐を食はぬことは第一の要件である。既に佛法の盛んに行はれて居た令の制定當時君子の齋にはこの精進の戒を守ることが必要であつたであらう。この宐は後世六畜の肉と解釋してあるけれども僧尼令に

凡そ僧尼は酒を飲み、肉を食ふ者は三十日の苦使云々

とありて、義解に、肉を食ふとは廣く含生の肉を包ぬとある。散齋の場合の肉も同意義で、すべての生物の肉のことであるといふのが合理的な解釋の様に思はれる。

祭典には歌舞をなし、音楽を奏するけれども、齋者には樂を作すことは禁じてあるのは、其の志を散さざらむが爲めである。それと同様に、齋者に肉を食ふことが禁じてあつても、神に肉を供へることは差支ないことである。差支ないばかりではなく、必要である。善美な食膳には魚鳥は元より獸肉も必要である。獸獵をなしてその肉を喰ふことは神代からの國俗である。彦火火出見尊は山の幸あり、崇神天皇は男の弓端の調を貢らしめ賜ふた。古事記日本書紀その他の古書にも肉食の事や、神事に肉を用ゐられることはいくらでもある。唯古語拾遺に、昔神代に大地主神が田を作る人に牛の肉を食はしめたら、御歳神が怒つて祟を爲したといふことがある。最近星野日子四郎氏の研究に依ると、この傳説の内容はあまりに支那思想に満ちて居るばかりでなく、その中に出る動植物までが支那的であるから、この傳説は古傳ではあるまいとの事である。それのみならず、この傳説では、食はせたものが田を營るに有用な牛の肉であるから、特に御歳神が怒られたのであることは、その神の要求によつて、白猪、白馬、白鶏を獻せしめ

られたのでも分る。そして天武天皇の四年二月から始まると云はれて居る祈年祭には右の白猪、白馬、白鶏で御歳神を祭ることになつてをる。馬も亦有用な家畜であるけれども、牛の方が日本に來たことが遅く、このころまだ貴重なもので猥りに殺すことはよくないことであつたからであらうといふことである。支那で六牲といふは馬、牛、羊、豕、犬、鶏である。三牲とはその中の牛、羊、豕であるが、日本では羊はなく、牛は稀であるから祈年祭の供物にはやはり六畜の中から豕と馬と鶏とが選ばれた譯であらう。それはともあれ、御歳神には猪、馬、鶏の牲を供へて祭るのである。日本では古來しじと云へば猪鹿のことである様に、これらの野獸は特に食料に用ゐられた。竈神の神饌にも正月三ヶ日の天皇の供御にも猪鹿の穴の用ゐられることは延喜式にも載つて居る。春日祭に猪の穴の用ゐられることは大炊式にもあつて、近代まで用ゐられた。信濃國の諏訪神社では毎年三月（現今は四月）酉の日の祭典に、鹿の頭七十五を丑に居て奉られる。現今は鹿が得悪くなつたので、羚羊や豕の頭が代用せられるといふことである。神饌には魚鳥は元より獸肉も用ゐられるのは日本古來の風である。それだから、令條の精神は齋者が穴を食ふことを慎むのであつて、神饌には關係はないと解すべきである。併し、齋者が僧侶である場合には、この關係は異なる譯である。宇佐八幡宮等では

神饌に魚鳥獸の肉はなかつたであらう。聖武天皇孝謙天皇の時代には伊勢でも神饌から生物を除いたことがあつたかも知れぬ。天平寶字二年には皇太后の御病の爲め七月から十二月まで殺生禁断せられ、天皇の供御には猪鹿の類を進めることは永く停められた。この勅命の御趣旨も佛法に基いて居るのであるが、猪鹿の肉と魚鳥の肉とに差別が出来て居る。この差別の考は益濃厚になつて近世に及んだ。散齋の食肉の禁と僧尼の食肉の禁とを全く別意義のことにする爲めにこの差別が利用せられ、散齋の方の穴は遂に六畜だけの穴のことで、神饌にも用ゐる可らざるものとせられた。

令の散齋の規定はもともと道徳的精神のことで、神事に奉仕するものの服すべき心得であつて、穢惡を忌むことはその一項に過ぎぬのであるが、佛法に對して神道の威嚴を維持する爲めに、特にこの事だけが非常に重要に視られる様になつた。當時は物事に吉凶といふことが稱へられる様になつて居た。散齋の規定の中の諸項は音楽の外は皆あまり吉の方でない様な事柄である。皆むしろ厭な事であるのでだんだんと穢惡の事に引きつけられ、散齋の精神は變つて、主として穢を忌むこととなつた。潔齋といふ言葉はこの變つた意味の散齋のことである。延暦二十年の太政官符に、神事に關し規定を犯したものに祓を科する定めがある。之には散齋の心得に背いたものが

職務の闕怠や争鬪をしたものなどと一樣に取扱つてある。散齋の禁條は、喪を吊ふ事、病を問ふ事、宍を食ふ事、刑殺を判る事、罪人を決する事、樂を作す事、穢惡の事に預る事の七項から成つてをる。然るにこの太政官符では、樂を作す項が除いてあつて、六色の禁忌となつて居る。この樂の項が除してあるのは條文の根本の意味が變つて來て居る爲である。本來の意味では、死を吊ふ、刑殺を判する、樂を作す等のことは、禮記の齋者は樂ます、言は敢て其心を散せず、心は苟慮せず、手足は苟動せずの義に背くから禁じてあるのである。然るに、この項には禁條は凶事或は穢を忌むといふことのみの意味になつてしまつたので、樂を作さずの項は全く無意味になり、その爲めにこの項が省いてあるのであらう。この様に齋が穢を忌むだけの意味となつてしまつたから、それで潔齋といふ言葉も出來たのではないかと思はれる。喪期は支那でも哀戚期で穢とは少しも關係はない。我國でも速くから泣き女とか擧哀とかいふことがあるが、それは穢とは別事である。病も同様。宍は神饌にも供へたもので勿論穢ではなかつた。然るに延曆の頃にはこれらが皆穢となつてしまつた。この様に今の出來た時から平安朝までの間に禁條の意義が全然變つて居るから、延喜式の穢に關する條文の間に權衡を失つて居る点がある。まして延喜式の條文を敷衍した平安朝以後の禁忌の例規は益々

變なものである。たとへば前の太政官符には、令禁條七項の中音楽を除いて六色の禁忌といふ言葉が用ゐてあるが、後世の書には六色の禁忌といつて令條の七項が並べてある。

我國上古の風では死体は葬りに依つて淨化せられ、墓は穢とは考へられなかつたといふことは前にも度々述べた。延暦二十三年に伊勢から書き出した皇太神宮儀式帖や延喜式に載つて居る忌詞の中に墓といふ詞があるから、墓は穢であるとはよく人の云ふことである。忌詞は儀式帖では十四であるが、延喜式では十六となつて、内七言外七言別言と分類してある。内七言は佛、經、塔、寺、僧、尼、齋、で皆寺に關係したものである。

別の忌詞は堂と優婆塞とてやはり佛法に關したものである。外七言は死、病、哭、血、打、つ、穴、墓、で散齋の關係等で忌はしいとされた言葉の様である。前に言つた様に當時は何事でも少し忌しい事即ち凶事は皆穢とする時代である。墓は恐しい厭なもの、不吉なものであるといふ考から遂に墓といふ言葉は忌まれる様になつたのは當然である。併し伊勢でも墓を穢としたかは疑問である。前期まではたしかに墓は忌まなかつた。現今天の岩戸と稱へるが外宮の近傍にある。その外にも此の近邊には澤山な古墳があるから第三期までは神域にも人を葬つたのである。たとへ延暦の頃には墓を穢と

したとしても、それは極めて程度の軽いもので、たゞ不吉なものといふだけ位なことであつたのは延喜式から分る。穢を忌むことに關して延喜式に次の箇條がある。

凡そ穢惡の事に觸れて應に忌むべき者は、人の死は三十日、葬日より産は七日、六畜の死は五日、産は三日、鷄は忌む限りに非ず其の穴を喫ふ三日、此の宜は尋常之を忌む但し祭時にあつては餘の司も皆忌む

凡そ喪を弔ひ病を問ふ及び山作所に到り三七日の法事に遭ふ者は、身穢れすと雖も而も當日に内裏に參入す可らず。

凡そ改葬及四月已上の傷胎は并に三十日を忌む。其の三月以下の傷胎は七日を忌む。

第一の條は散齋の心得の第七項穢惡に觸れる事の註釋である。古來死人の穢れが穢の最も重いものとなつて居るから、第一の人の死と第三の改葬及四月以上の傷胎は皆死穢に觸れることで、その忌は三十日である。人の死とあるけれども死といふ事柄ではなくて死体のことであるから、死体の在る家に居るものはいつまでも穢れて居る。葬によつて死体のなくなつた時から計り始めて三十日の間はなほ穢れて居るのである。葬りの日、死体の在る家に行つたものは三十日の忌であるが、葬りて淨化された山陵所即ち墓に行つたものは第二によつてその身は穢れず、當日だけの遠慮である。式

條にはこの様に明に墓に到ることは穢とならぬことになつて居る。觸穢のことがいよいよ繁瑣になつた後世に出來た觸穢問答にも、墓に就いては

墓所へ參るに穢ありや。答當日を忌。

と簡單明瞭な問答があるだけである。觸穢類集や禁穢類集等數百年間の先例を類集した書にも、墓の穢に關しては一言も及ばぬのは、第八期に至るまで墓は嘗て穢とせられなかつたことの立派な証據である。

第五期

一 山陵の儀禮

山陵が御歷代の神靈の座します處であり、その神靈に接觸すべき朝儀はすべて山陵に行はるべきものであるといふことは、この期に入つてもなほ明かに認められて居つた。藤原吉野が淳和天皇をお諫めした時に山陵は猶宗廟の如しと云つた通りに、御即位立太子御元服等は元よりあらゆる皇室國家の大事は皆山陵に奉告せられた。國難天災疾病等に就いても山陵に祈願せられた。これ等の儀禮は常に伊勢の大神宮と同様に行はれる。大佛の破損を佐保山陵に告げられ、昊天の祭祀を後田原山陵に告げら

れるなど特別な關係のある山陵にのみ奉告せられることもある。神祇官や陰陽寮の上申によつて崇りを謝せられるための奉幣も多くは特別の山陵に限る。これらの儀禮は常に行はれては居るけれども、墳墓厭忌の思想と佛法の信仰とは之を破壊しつつあるのであつた。山陵に關する事は一般に人が喜ばぬことであるからその奉仕はとかく粗末になり、佛法の信仰は葬儀や山陵に關する古來の制度の精神を動搖させるのであるからその儀禮がすべて威嚴のないものとなるのである。それで報本反始の本義たる山陵の制度は遂に完備するに至らず、諸陵頭の第一の職責たる陵の靈を祭ることが令の義解にはただ十二月の荷前の奉幣のこととなつて居る。

荷前の奉幣が國史に見わるのは持統天皇の時からである。神社では荷前は祈年祭新嘗祭等で奉られるが、山陵では荷前の奉幣は始めから祭らしいものではない。荷前は唐の陵寢に新を薦むる制度と比肩するものであるから相當な儀式の伴ふ例であるべきであるが、山陵の制度の衰滅と共に異様な儀式となつてしまつた。荷前の奉幣に二通りある。常幣といふのはすべての陵に奉られる。延喜式によるとこの幣物は調の納まつた時から別に大藏省の正倉に納めてあるのを諸陵寮大藏省の官人が畏備し十二月大神祭の後、立春の前の吉日を選んで班幣せられるのである。奉幣の使は各陵

の預人である。幣物は山陵に持ち歸つてからは如何なる作法で奉獻するのかは分らぬが、別貢幣の例で見れば多分陵前で焼くのであらうと思はれる。

荷前のまへには又別貢幣といつて御血統の近い山陵にだけ特に勅使を立てて奉られるのがある。これは國忌の齋會の行はせられる方方の爲めに、國風の荷前にも鄭重な儀を設けられたものであらうと思はれる。國忌も荷前の別貢幣も御代が進むに連れて新しい方が加はへられなければならぬから、舊い方は漸次に除かれてゆく。清和天皇の天安二年に荷前の別貢幣の奉られる陵は左の十陵に限られた。

天智天皇 山科陵 七代の祖 十二月三日

春日宮天皇 田原陵 六代の祖 八月九日

光仁天皇 後田原陵 五代の祖 十二月二十三日

贈皇太后新笠 大枝陵 五代の祖母 十二月二十八日

桓武天皇 柏原陵 高祖父 三月十七日

皇后乙牟漏 長岡陵 高祖母 三月十日

崇道天皇 八嶋陵

平城天皇 楊梅陵 曾祖父の兄

仁明天皇 深草陵

祖父

三月二十一日

文德天皇 田邑陵

皇考

八月二十七日

この時皇妣と皇祖母とはなほ御存生である。曾祖父嵯峨天皇は御遺詔に長く祭祀を絶てど仰せられ、曾祖母嘉智子大后も御遺令で山陵を營ましめられなかつたので何れも除いてある。崇道天皇の八嶋陵は崇の爲に特に御祭りになり、平城天皇楊梅陵は嵯峨天皇の兄上であるが、嵯峨天皇の山陵が、薄葬の爲めになるのでその代りにお祭りになつて居る様に見ゆる。別貢幣の幣物は中々大層なものである。内藏寮が當年の調物からその原料を受け取つて練り染めたのを勅使發遣の前夜内侍以下が内裏から退出して裁ち裏むのである。勅使の發遣は常幣の領布と同日で、その長官は參議以上或は非參議三位一人、次官は四位若くは五位一人、その外に内舍人、内豎、大舍人各一人、大和の二陵は長官も四位以下である。勅使差遣の儀式は建禮門前行はれ天皇の出御もある。宮中ではこの様に嚴肅な領幣の儀式が行はれるが、この勅使が山陵に行つて如何なる式があるかといふに、そこには殆ど何の儀式もない様である。朱雀天皇の承平天慶の頃の荷前の實際が九曆(藤原師輔の日記)に委しく書いてある。師輔は式場を退出すると先づ自宅に入り、次官内舍人内豎大舍人等に饗應をなし幣持の擔夫等に各調

布等を給する。それから山陵に參り垣外に於て劍を解き陵戸の設備で盥洗して次官と共に幣物を御前に昇立てる。次に座に着き事の由を申し兩段の再拜をする。次官も随つて拜禮する。内豎大舍人は柳苜から幣物を出し棚の上に置き松を以て焼く事畢つて家に歸り酒食を權隨身等に給し祿を給する。次官は返事を奏するのである。山陵に幣物を奉るのに夫を領つ爲めの宮中の式だけを嚴かにして、山陵に行つてはただそれを焼いて來るといふことで山陵に物を獻るといふことの意味を爲すのであらうか。どうしてもこれはその一半の失はれたる片輪な儀式である。

國忌こにきの齋會も持統天皇の時から始まつて居る。これも全く唐の模倣である。唐では佛教と道教とが共に盛んであつたから道觀佛寺で行はれる。儀制令に國忌日には皇帝事を視ざる一日とあり、その註に先帝の崩日、別式により廢務すべきものとある。その齋會は寺院で行はれるから山陵には關係のない事の様でもあるが、佛法の御信仰から佛式の靈場で先皇の冥福を佛に祈ることは、陵の靈に對して行はせられる最重要なる御追孝の典であつた。これから後第九期に至るまで此の典禮が最も眞面目に嚴肅に行はれることは、一面に於ては山陵の不用を意味するので山陵の烟滅を來すことの重大なる原因とも考へられる。桓武天皇の延暦十年に新に皇后乙牟漏の國忌を置

かれる爲めに、親盡くるものを除かれる時の論奏に禮記の文「天子は七廟、三昭、三穆、太祖の廟と七」が引いてあるので、國忌はいつしか支那の廟祭と結びつけられる事になつた。令の集解には「國忌日は七廟の忌日を謂ふ也」とある。これによると、荷前の別貢幣のある十陵が宗廟であるといふ意味になる。天安の頃には毎年國忌齋の行はれる方は前に記した荷前の別貢幣のある方の中、下に國忌日の書いてある八方と嵯峨天皇忌日七月十五日とである。嵯峨天皇の御遺詔の中に

一切國忌に配す可らず。忌日に至る毎に今上は別に人臣を一寺に遣して聊誦經を修し一身を終らは即ち休めよ

と仰せられたのだが、佛法の儀式は中に御一代でお止めに成る譯には行かなかつたと見ゆる。この國忌の数の九もこれから後の定數となつた。これから後も天皇三后の崩御によつて十陵九國忌に廢置があり、村上天皇の時には十陵は左の通りであつた。又その中崇道天皇を除いたのが國である。

天智天皇 山科陵 九世の祖 十二月三日

光仁天皇 後田原陵 七世の祖 十二月二十三日

崇道天皇 八嶋陵

桓武天皇	柏原陵	六世の祖	三月十七日
仁明天皇	深草陵	高祖父	三月二十一日
光孝天皇	後田邑陵	曾祖父	八月二十六日
贈皇太后胤子	小野陵	祖母	六月二十九日
醍醐天皇	後山科陵	皇考	正月四日
中宮穩子	宇治陵	皇妣	九月二十九日
中宮安子	宇治陵	中宮	四月二十九日

二 宰堵婆式の陵と陵側の

佛法は第三期以來隆盛であるが、寺は皆佛法興隆の道場で、葬禮や墳墓には何等特別の關係のあるものではなかつた。第四期には葬禮に僧侶の關係する事が多くはなつたがそれは皆逝者の冥福を修する爲めの齋會である。齋會は齋會を行ふに最も便宜な處で行はれる。京中では大寺又は宮殿で行はれる。諸國の國分二寺でも行はれる。陵前で行ははれたことは殆どない。

僧最澄は支那の天台山に登つて顯密の教旨を學び、延暦二十四年歸朝して天台宗を

興した。王城鎮護の説を立てて佛教を以て王政に資するといふのが最澄の抱負であつた。又叡山には大宮大比叡神と二宮小比叡神との祠を立てて天台擁護の山王に擬し諸神は佛陀の權現であると説いて神佛の混和を密にした。僧空海は唐に於て眞言秘密教を受け大同元年歸朝して眞言宗を興した。兩宗ともに加持祈禱を宗とした。加持とは神人の融合一致を目的としたる一種の作法で、之に依つて凡聖不二、即身成佛の域に達せんとするのであるといふことである。眞言宗の布教策は社會の現狀に順應して都人を抱擁し之を淨化して遂に佛果を得しむるに在つた様である。空海は皇室中心主義の我國体に順應して、歸朝すると間もなく清凉殿に宗論をなし、即身成佛の法驗を奏して諸宗を伏し、後四年には東寺を賜はりて鎮護國家の本宗根本の道場と定めた。承和六年空海の高弟眞雅は又請ふて宮中に眞言院を置き、鎮護國家五穀豐饒の祈請をなした。これからは毎年正月東寺の長者は眞言院に於て御修法を行ふことが恒例となつた。天台眞言の兩宗は我國在來の諸神の信仰を傷つけることなく、或は權現或は菩薩の號を奉つて益々之を崇敬し遂に本地垂迹の説を建てる様な方針だから、第四期以來の恐怖不安の民心を濟度するにも正面から之を攻撃する様な事はなくその風俗に順應し加持祈禱によつて安心を得させんとした。それだからこの時代の

迷信的な風俗は、新宗教の勃興によつて少しも衰へなかつた眞言宗の作法や古傳には吉凶禍福に關する迷信的のことが多いのはこの理由であらうかとも思はれる。空海は平城嵯峨淳和仁明の四天皇に灌頂を授け奉り皇室の御信仰を得て居たが當時の行き詰つた御喪儀や山陵の制度は眞言宗のこの方針によつて救濟せられたものである。御喪儀はやはり舊來の方式で行はせられ、聖武天皇の如き極端な佛式を用ゐられることはない。薄葬の御趣旨は常に實行せられ、方相氏の如き道教的の思想の最も露骨なるものは廢せられた。前期末で殆ど消滅せんとした山陵は窀都婆を立てて佛法の意義によつて存在すべきものとなつた。

仁明天皇の深草陵には始めて陀維尼を納めた窀都婆が建てられた。窀都婆とは梵語のストーパの音譯で、轉じては塔婆又は塔ともなり、意譯すると高嶺、圓塚、方墳、靈、廟、聚聚相等の意義があるといふことである。窀都婆は密教に最も尊重せられるものでこれを墳墓に建てるのは造塔供養の功德を逝者の精靈に回向し、その脱苦得樂増進佛道の冥福に擬するのである。仁明天皇の山陵に建てられた窀都婆は如何なる形式のものであつたか分らぬが、多分五輪塔であらうといふことである。五輪塔は地水火風空の五大を表し、通例地輪は立方体に近く、水輪は球体に近く、火輪は錐体の上部を方平

にせるが如く、風輪は球の下半部の如く、空輪は球の上部を圓錐形に尖らせた様な形である。五輪塔は後世多くは石造であるが、仁明天皇の陵に建てられたのは何であつたかあまり精巧なものではなかつたらしい。それは京都婆に藏めてある陀羅尼が自發して地に落ちたので、參議伴宿禰善男を遣はして安置を加へしめられたのが、葬後僅かに二十三日目であつたのでも想像せられる。山陵が佛式のものとなつたから、次には天皇の冥福を修する爲めの寺もその傍に出来る様になつた。仁明天皇の陵地には勅願によつて空海の高弟眞雅をして嘉祥寺を創められ、清凉殿を移して嘉祥寺の堂とせられた。又皇子常康親王女御藤原貞子は先皇を追慕してその追福の爲めに各落髮して僧尼となつた。天皇の國忌の御齋會は嘉祥寺で行はれた。嵯峨天皇の皇后嘉智子の創立し給ひたる檀林寺や、嵯峨天皇の御終焉の處である嵯峨院を寺にした大覺寺や、淳和天皇及その皇后の崩御のあつた淳和院をそのまゝ寺としたものなど、その天皇皇后の御由緒のある寺院はその山陵に特別の關係を生して來ることは必然のことである。又平城天皇の山陵にはその孫在原善淵が精廬を結んで念佛の地とした。之から後には葬の地には必ず佛寺の建立がある。文德天皇の陵地には天安寺があり、清和天皇の火葬の地には粟田寺があり、御納骨の處には水尾山寺があり、光孝天皇には勅願

の仁和寺があり、宇多院天皇は御生前から仁和寺に在らせられ、御葬の地も勿論仁和寺である。醍醐朱雀の兩天皇には醍醐寺勸修寺がある。これらの特別な御由緒のある寺院が山陵の傍にあれば、山陵即ち京都婆に對する日日の回向もある譯であるから、從來預人や陵戸等が何等かの形式で行ひ來つた祭祀的の奉仕は不用であらう。従つて規定の通り五畑の陵戸或は守戸が附けられるにしても、その任務は大和河内等の古い山陵とは全く異つて居る筈である。

三 墓側の宮寺

今の立法者の豫定であつた陵を廟として祭祀する事は、殆ど全く衰滅し、御近代の天皇三后の陵は僅に京都婆を建てて維持せられる有様となつた。然るに令制の外にある墓の神靈の祭祀は上古より自然の變遷で佛法隆盛の奈良朝の時代には宮寺で祭られた。この系統のものには令の約束などが一切ないが爲めに一般社會の風潮に従つて後世まで自然の發達を遂げた。太宰府の天滿宮はこの期の末に出來た宮寺である。菅原道眞は醍醐天皇の延喜三年二月二十五日太宰府に薨じ、安樂寺に葬られた。同五年八月味酒安行は神託に依つて安樂寺の墓所に神殿を建て天滿天自在天神と稱

へた。延長元年には詔して道真に正二位を贈り右大臣の官を復せられ、一條院天皇の正暦四年には正一位左大臣を贈り又更に太政大臣を贈られ兩度とも安樂寺の靈廟に勅使を遣された。靈廟には祓の奉仕があり大宮司があり安樂寺は即ち宮寺である。その額にも天滿宮安樂寺とあつた。北野の天滿宮は朱雀天皇の天慶五年七月西京七條の踐の女文字と云ふものが託宣によつて自宅に祀つたのが始まりである。同九年又託宣によつて右近の馬場の傍に一夜に出來た松原に移し天慶元年より天徳まで十四年の間に五度び御殿を改められた。天徳三年には藤原師輔が之を増築して御殿を三間三面とし御影像を安置した。又四基の窠都婆を建てて、或は法樂増長をなし、或は經を寫しなほ別に堂を造つて觀世音菩薩の像をも安置した。この時はすでに墓に窠都婆を立てる風俗が始まつて居るから窠都婆を立てたことはむざむざ墓を形とつたことである。圓融院天皇の貞元元年十一月に太宰府安樂寺の例に準して氏人を以つて北野寺を領知せしめられる太政官符がある。一條院天皇の永延元年八月始めて北野聖廟の祭祀を行はれる。その宣命に北野天滿宮天神云云とある。天滿宮天神の勅號はこれが始めてである。寛弘元年十一月には始めて行幸奉幣があつた。

第六期

一 山陵奉仕の形式化

此期に於ても御祈願或は御奉告の山陵使は絶わなかつた。御即位等の場合は御報告の勅使の立つ山陵は大概山階、柏原、嵯峨、深草、後田邑、後山階、村上の七陵の外はお近い直系尊属の天皇一二方の山陵であつた。又御元服等の場合にはなほ省略せられることが多かつた。

前期に清和天皇は御遺詔で山陵を置かせられず、宇多天皇は國忌、荷前を御辞退になつた。一代要記には國忌、山陵を置かずとあるが、荷前は山陵の祭祀であるから山陵を置かぬといふことは荷前のないといふことと同じ意味である。朱雀院天皇も山陵國忌を置かれなかつた。この様に山陵のない方が多數になつて來れば、荷前の別貢幣はますます無意味なものとなる。陽成院天皇は村上天皇の御代にお崩れになつたが、傍系の方であるが爲めであらう、荷前の別貢幣の列には入らなかつた。村上天皇は御遺詔の事がはつきりと分らぬ。日本紀畧には御遺詔の事なくて素服舉衰を止むとあり、一代要記には遺詔して國忌を置かずとあり、本期世紀には遺詔に依つて大祓の事を行

はずとあつて、山陵荷前のことは何ともない。けれども、村上天皇は荷前の別貢幣に列せられなかつた。この様にして天皇は荷前の陵のある山陵は置かぬもの國忌の齋會も置く可らざるものといふ慣例が出来た。圓融院天皇以後は御代々皆御遺詔に依つて素服舉衰國忌山陵を停められることになり、且つその發表の順序まで大概一定したうなれば御遺詔は最早天皇の御思召でなくして、必ず御用ゐにならなければならぬ一つの先規となり、全く形式に流れたものとなつた。天皇でさへかうであるから三后も勿論素服舉衰國忌山陵を停むる旨の御遺令のある慣例となつた。そこでこの期以後に新に十陵九國忌に列せられる方は天皇皇后以外の方のみとなつた。此の期の中に女御で皇妣となつた方が五方ある。それは華山院天皇皇妣懷子、三條院天皇皇妣超子、後冷泉院天皇皇妣嬉子、白河院天皇皇妣茂子及び鳥羽院天皇皇妣茨子である。これらの方方は御生前には荷前や國忌に關係のない方であるから勿論御遺令はない。それで御子たる方が御即位になると先づ皇太后をお贈りになり次に山陵國忌をお置になつた。山陵を置くとは荷前の別貢幣を奉ることである。前期末の十陵九國忌の中贈皇太后胤子の小野陵だけが除かれてこれらの贈皇太后は代る代る山陵國忌の數に入り、最後の堀河院天皇の女御茨子の山陵國忌を置かれるときには、後三條院天皇の女御

たる茂子の生める白河院天皇はまだ御在世であるために、始めて村上天皇の皇妣たる中宮穩子の山陵國忌が除かれたのである。他の八陵は始終異動がなかつた。

天皇三后は御遺詔はなくても山陵國忌は置かれぬものと定まつたから、お近い方は第四期以前の意味の山陵といふものは最早ないのである。御喪儀は勿論行れるが御在所は陵とは云はずして御墓所といふ。仁和寺は宇多院天皇以來皇室の特別な關係のある靈場となり、多くの寺院がその近邊に出來た。圓融寺圓教寺香隆寺圓乘寺圓宗寺等皆それである。御火葬所御納骨所としてもこの靈地が御理想の處であつた様である。圓融院の四寺内には圓融院天皇一條院天皇后朱雀院天皇后冷泉院天皇後三條院天皇堀河院天皇の御墓所がある。嘉祥二年堀河院天皇御惱の時、白河院法皇が天皇の御惱御平愈を御祈願の爲め、皇祖父たる後三條院天皇の山陵に權中納言藤原宗忠を山陵使として遣された。宗忠が圓融院の僧侶に案内させて山陵に至つた時の事が中右記に書いてある。

山陵寂寂松柏森森圓融院天皇以後五六代の陵何處に在るか知れず。僧に問うて三條院天皇の陵の下に向へば相従ふ僧は荆棘を拂つて疊二枚を敷けり。彼の陵に近づき向ひ先づ兩段に再拜し笏を指し告文を讀み又兩段に再拜して次に告

文を焼く心閑に詞を以つて又申了つて退き歸る云云

この文によつて見ると此の仁和寺裏山の靈地たる清淨なる山林中に歴代天皇の御骨が點々埋め奉つてあつた様子が忍ばれる。そして之を管理して居るものは勿論僧侶で陵戸や守戸の必要はなくなつた。

二 奉幣のなくなつた山陵の祭祀

この時代には荷前はまた宮中の年中行事として行はれては居たが、その常弊は班幣の式だけで宮中で焼いてしまはれる。それで別貢幣のある山科柏原深草田邑後山科及宇治の各陵の外は都ての山陵に皇室の奉幣といふものはないことになつた。神祇の崇敬は皇室の示させられる模範に従ふのが我國俗である。伊勢の大神宮は皇室の御崇敬が常に厚くその御取扱が御鄭重であるが爲めに民衆も又之を崇敬するのである。今の制定當時には伊勢の奉幣には大概天皇の奉幣も伴つて、山陵の御崇敬は伊勢に續いて居つた。然るに皇室の御仕向けがこの通りになれば民衆の崇敬にも多きは望み難くなる譯である。従つて諸陵制定の維持も段々とむづかしくなり、堀川院天皇の康和二年の諸陵寮の解文によると、國司が陵戸の制度を無視して陵田の收穫をも悉

皆取上げるが爲めに兆域の垣溝も久しく修造する事が出来ず、度々官府から制するけれども少しも行れぬから、特に天裁を蒙つて宣旨を陵墓所在の國司に下されて此の事を停止せしめられたといふ事がある。

祭祀保管の制度のある山陵はこの状態であるが、何等制度のなかつた藤原鎌足、藤原廣繼、菅原道真等の墓は宮寺が祀つて居る。臣下の墓でも特別な場合にはこの通り立派に祭祀の法が立つて居る。山陵は祭祀の機關がありながらその實行が出来ないとなれば、この宮寺の方法を山陵に及ぼして見たいと云ふ考も何處かに起つて來るのは當然であらう。神武天皇の陵に國源寺が出來たのはこの趨勢によると思はれる。國源寺は宮寺であらうと私は想像するのである。多武峯略記に

舊記に云ふ。國源寺は高市郡畝火山の東北にあり。天延二年三月十一日早朝檢校泰善彼の地を過ぐ、途中に人あり、頭に白髪を戴き、身に茅蓑を着、泰善に告げて曰はく。師此地に於て國家の榮福の爲めに一乘を講せよ。泰善問うて曰はく。公の姓名亦住處は何か。答へて曰はく。我は是れ人皇第一の國主なり、常に此の處に住む。言ひ訖つて見えす。故に泰善は毎年三月十一日彼地に到つて法華を講す。貞元二年當國の主藤原國光此の事を傳へ聞いて方丈の堂を建て觀音像を安

んじ、當寺の末寺を示す。大和には立派な寺は澤山にあるに國源寺が特に多武峯の末寺であるといふ点から國源寺は宮寺で、おらうと想像するのである。

山陵即ち荷前の奉幣のあるべき天皇廟は右の状態になつたが、檀目廟や宇佐の大幣姫廟神社の様な山陵でない天皇廟は皇室の奉幣も繼續して居る爲めに民衆の崇敬は益々高まつて來た。又皇室の御崇敬の厚い宇佐宮崎八幡の八幡大菩薩の宮は、この民衆的の趨勢によつていつしか廟の神即ち應神天皇の社となつた。攝津國東成郡の比賣許會神社に仁徳天皇の社となつた攝社高津宮が出來、貞觀八年社殿の造營があつて年々奉幣があることになつたら、高津宮はちぎきに本社を凌いで比賣許會神社の方が攝社となつてしまつた。又國民が崇敬せんとする御歴代の廟の神は陵に於て祭られる事が不可能となつたために、奉幣の列にある名神大社で相殿に登られる風も生じた。これは何時頃から始まつたことかよく分らぬが後世には澤山な例がある。越前國敦賀郡氣比神社の仲哀天皇、山城國葛野郡平野神社の仁徳天皇、同乙訓郡向神社の神武天皇、大和國吉野郡金峰神社の安閑天皇、因幡國法美郡宇部神社の景行成務仲哀神功應仁

仁徳の六代の天皇を祭つたものなどは皆その例である。そしてこれらの場合にはその社は何天皇の廟とも稱へられる。

第七期

一 新陵古陵共に靈廟となる

白河院天皇は速くから位を禪つて大政を院中に聽き、落飾して篤く佛道に歸依し給ひ、白河に法勝寺を建てて九重の層塔を起し、その外にも澤山の佛像殿堂をお造りになつた。皇子八人の中六人まで僧となして仁和寺法勝寺園城寺等に居らしめて、法親王とせられた。これが法親王の始である。これから王法と佛法とが相資けること益密接となつた。この佛法とは即ち眞言密教である。密教の教義は即身成佛を目的とする。即身成佛とは父母より生れた此の現身を以つて現在の此の世に於て佛果を得ることをいふのださうである。もしも佛果が得られたならば現身が佛と同様に禮拜せらるべきも自然の順序である。白河院天皇の御骨は成菩提院の御塔の佛壇の下に納めしめられた。壇下の御骨は壇上の佛像と同時同様に禮拜せられる。茲に於て佛教は全然日本化して先人の死体を禮拜する國俗に順應し、窆都婆式の墳墓は古代の山陵

と同意義のものとなつたのである。鳥羽院天皇も崇佛の御精神は白河院天皇と同様で、崩御の即夜兼て御建て置きになつて居る三層の御塔の佛壇の下に殯せしめられた殯すると言つてあるから御葬儀はないのである。崩御即ち佛体にならせられたといふことであらう。鳥羽院天皇の皇后泰子も亦兼て白河の福勝院に三層の御塔を供養し、崩御の翌日その佛壇の下に殯せられた。臣下では關白忠通はその妻をこの法によつて殯して居る、彼の藤原清衡が崇徳天皇の天治元年に陸中平泉に建立した金色堂も此の種の墓所である。

この方式は二つの点に於て日本人一般の欲望を満足せしめた。一つは直接に遺骸に對してその神靈を禮拜し得ることである。佛像の代りに逝者の影像を置く事はいつから始まつた慣例だかよく知らぬが、そうなればこの形式はなほ一層の進化である。一つは支那模倣の欲望心の満足である。支那に廟があつて日本に廟がないといふことは絶えず物足らぬ感じがあつたが、建物内に於て先靈に禮拜する形式は益廟に近寄つて來た。又此の期の中に位牌を用ゐる風が始つた。位牌は即ち木主であるから位牌を用ゐると全く支那の廟と同一の形式となる。この靈廟式の山陵は何程でも莊嚴にも鄭重にも建造ができるから、當時には其理想的な者であつたに相違ない。併し、これ

は御存生中に造營しなければならず、その費用も多額を要するのであるから、引き續いた乱世には必ずしも理想の通りに行はれることは六かしく、多くの場合にはやはり火葬が行はれた。

この様に山陵に佛式の靈廟として發達し、その奉仕の作法も純然たる佛式であるから、古來の山陵奉幣の制度は全く別種として取扱はれ、ますます無意義な形式のものとなつた。お近い方々は例の御遺詔に依つて山陵はない筈であるから、荷前の使即ち山陵使はその行先に迷ふ場合が出來た。近衛院天皇が太子に立たせられた時御報告の山陵使は白河院天皇と堀河院天皇との國忌齋の行はれる法勝寺と尊勝寺とに行つた御元服の時それが大失錯であつた事が分り、今度は御骨の安置してある成菩提院と圓教寺とに行つた。これも山陵使の本來の精神の失はれて居ることを示す一例である。この期には前期の例の通りに贈皇太后になつた方はない。この時代には最早藤原時代の様な後宮の悪弊は無くなり、女御は大概後に中宮となられる階段であるから、女御でお薨れになつた皇妣は殆どない。二條院天皇の御母は後白河院天皇の女御代であつたために、先例に準じて贈皇太后となり、中宮安子の山陵國忌を除いてその山陵國忌が置かれた。高倉院天皇の御母滋子は後白河院天皇の女御で、中宮にはならなかつ

たが、御子天皇が御即位の時は御存生であつた爲め皇太后になられた。後嵯峨院天皇の御母は土御門院天皇の典侍であつたが、天皇御即位の後皇太后を贈られ山陵國忌を疊かれた。典侍で贈皇太后になられたのは異例である。光嚴院光明院兩天皇の御母攀子は後伏見院天皇の女御で中宮になられず、兩天皇御即位の時はなほ御存生であつたが、その頃は最早南北争亂の時代で皇太后にもお成りにならなかつた。それで荷前の別貢幣を擧られる山陵は第五期に極まつた。天智光仁桓武仁明光孝醍醐の六天皇と崇道天皇及三贈後の陵の筈である、併し、實際には荷前の使はこれらの十陵に委くは行かぬのみならず、その行く處にしても甚だ怪しいものである。順徳院天皇の建曆二年には幣物の箱が空であつたといふことである。その翌年建保元年には遣使の儀式に酒を持ち來るべき造酒正が來らず、上卿は外記に命じて造酒正參ると云はしめて式を行つた。使は鴨河原で下車し南に向て前後二拜して歸宅した。この使の日記にこれ耻づべしといへども近代の流例なりと書いてある。後宇多院天皇の弘安七年には人がなくて使が立てられなかつたといふことである。此様に乱れて來たのは荷前ばかりではない、朝廷の儀式は都て亂雜になつて居るけれども建武年中行事や園大曆によるとどにかく南北朝の頃までは荷前の儀式の一部分だけは行はれて居つた様に見

わる。

新しい山陵は佛式で立派に廟として祭つてあるから、古い山陵でも廟の神を佛式で祭ることは當然である。應神天皇は八幡大菩薩で世の崇敬を聚めて在らせられるから、天皇の惠我藻伏岡陵即ち御廟に譽田八幡宮が出来たのは此の頃であらうと思はれる。八幡宮は宇佐も宮崎も宮寺であるからこの八幡宮も勿論宮寺である。現今の譽田八幡宮にある譽田宗廟縁起(國寶)によると、宗廟の社壇は始め南向きで御廟前に寶殿を造つたとある。この八幡宮に今もある圖面は何時頃のものか大分後のものではあらうが、靈廟は藻伏岡陵の後圓の頂上に南面にある。この建物の趾は現今もよく残つて居つて、石段の趾もその兩側のかしの並木でよく分る。

これはなほ後ではあらうが、山科陵にも所謂廟があつた事もある。保井春海の瓊矛拾遺に、延喜式の山科陵の兆域東西十四町南北十四町をあげて次にかう云つてある。

此の如き兆域なほ存し、その南は野なり、之を御廟野といふ。その北に鳥居あり。その又北二三町に小社あり。松樹四方を圍む。その東北に山陵あり。山陵の上
に六角の石垣あつてその一方は丈許十

とある。山陵の上に六角の石垣あり、とあるがこれは藻伏岡陵と同様に御塚の上にあ

つた御廟の趾である。この六角の石の跡は今もなほ残つて居る。新しい靈廟は佛壇の下に尊骸があるので佛壇と共に尊骸を拜する様に出來て居る。第二期や第三期の大墳の上に廟を設けるに新しい靈廟と同じ様な形式に造るとすると、廟に詣るものは尊骸の上に乗ることになつて甚面白くない。廟を單に御在所の覆の意味で容易に人の近寄らぬものとし奥の院として禮拜すればよい譯である。これらの廟は多分この構造であつたであらう。

靈廟式の墳墓が一般に行はれて來ると、墓所に靈廟のあることはただ墓の鄭重なる形式であるに止まる。古來陵墓の神靈を特に神として祭つて來た靈廟との區別がなくなつて來た。そこで宮寺式の靈廟が社と稱へる様になつたのは恐らくこの時代であらうと思はれる。二十二社本縁には「北野の社を後宇多院御幸の時までは北野聖廟と書かれ先朝の御幸の時始めて北野の社と書かれた」。廟といふ字は憚りある故であると言つてある。この先朝といふのはこの時代であらう。

二 神佛の混和愈密接となる

前に述べた通り伊勢の神宮では嚴重に佛臭を斥ける筈であつたが第六期の頃から

神宮の本地佛は盧舍那佛即ち大日如來であるとか救世觀音の御變身であるとかいふことが唱へられる様になつた。一條院天皇の正暦二年には元祭主であつた大中臣永頼が蓮臺寺を建て、祭主大中臣輔親は釋尊寺を建て、其他勝善寺、大覺寺常明寺法泉寺、天覺寺等は皆神宮關係の人々が建てた寺である。祭主や禰宜等で後に出家したものは平安朝の末から鎌倉時代にかけて澤山にある。壽永二年には神宮の公卿勅使が遣される時、御使の僧徒が密々奉納することは差支なからうといふ意見が兼實の口から出て居る。文治二年には後白河院法皇の旨を奉じ、俊乗坊重源が東大寺の大佛再鑄に關して大神宮に參籠して居る。建久四年六年等には連に大神宮に法樂が行はれる。建久六年に衆徒が般若經二部千二百卷を捧げ大舉下向した時には、一禰宜以下總出で歡迎しその大法樂にも大に便宜を計つて居る。建保四年に群盜が東大寺の佛舍利以下を盗んだときにも、公卿勅使を大神宮に遣して佛舍利の恢復を祈られたことがある。建治弘安の頃には異國降伏のため、盛に僧侶をして神宮に祈禱せしめられた。江戸時代に古學が興つて古神道が研究せられるまで、伊勢を始め一般に神道の聖書として取扱はれて居た神道五部書はこの期の半ば以後即ち治承年中から永仁の頃までに、この伊勢の外宮の神官等の中で出來たものであるといふことである。伊勢で最神聖に取

扱はれて居た神道の神髓たるこの五部書も中々佛教臭味のものであつた。本地垂迹説は愈盛んになり、伊勢の佛教排斥もとかく不徹底な有様であるから、神佛の混淆は益行はれた。多少純粹な寺と異つた宮寺がこの頃社と稱へられる様になつたことは前に述べた、この種の佛式の宮の様なものはこの頃大小となく澤山に出来て居たものに見える。この様なものは又社堂（じやうだう）とも稱へた。古今著聞集に

基俊城外しける事有けり。道に堂あるに、むくの木あり、その木に六歳ばかりなる小童のぼりて、むくをとりてくひけるに、ここを何と云ふぞと尋ねければ、やしる室と申すと答へけるを聞て、基俊何となく口ずさみに、童にむかひてこの堂は神か佛かおぼつかないひたりければ、此の童うち聞て、とりもあへず、はうしみこにぞ同ふべかりけるといひけり。

と見えて居る。基俊は近衛院天皇の時の人である。この堂は路傍の小さい者であつたらうが、とにかくその頃はまだ佛堂をやしると云ふことが異様に感せられたと見える。

第八期

一 靈廟式山陵の退化と一般祖禮の崇敬の衰頹

靈廟式山陵は前期末にすでに廢頹に傾いて居つたが、引き続きいた戰亂の爲めに皇室でも新寺の造營は元より數多の寺院を維持せられることは困難となり、葬禮に關係する寺院は次第に制限せられた。此朝の後光嚴院天皇の御喪儀は安樂光院及泉涌寺の長老が主として之を承り、泉涌寺で御火葬になり、御骨は深草の安樂行院の法華堂に納められた。爾後北朝の後圓融院天皇と、後小松院天皇から後陽成院天皇まで、後花園天皇を除いた七代の方方とはみなこの例に倣はせられた。されば此の間の御歴代の御葬送の様式は殆ど同一で明に一期となつて居る。安樂光院はもと持明院家の本願の爲めにその邸内に建立せられた佛寺である。後堀河院天皇以後持明院が御代々の仙洞となつたため、御國忌御願等も安樂光院で行はせられる様になつた。正平七年持明院統の四主(本院光嚴院、新院光明院、主上崇光、春宮直仁親王)が南方に囚はれたまふた。翌年、持明院の焼けた時には安樂光院は残つたのだが、甚しく荒廢したので、延文年中光嚴院、光明院、兩天皇の御母廣義門院の令旨が安樂光院は再興せられた。こんな關係でこ

の寺は皇室殊に持明院統の爲めに最重要な寺となつた。併しその位置が西洞院上立賣の北で、御葬儀に關して所謂靈地とするには最不適當である。然るに泉涌寺は後堀河院四條院兩天皇以來の御由緒があり、又深草の安樂行院記録に行と光との誤寫があるので古事類苑等に誤つて之を安樂光院と同一としてあるの法華堂は後深草院伏見院後伏見院の三天皇の御骨が奉安してあるから、持明院統の方方には是又重要な靈地である。應仁の亂の後に安樂光院が甚しく廢頽してからは般舟三昧院が之に代つた。此の期には朝廷は益御式微で、正親町院天皇に至るまで女御を御立になることは中絶した。従つて先例により女御たる皇妣に皇太后を贈り、山陵國忌を置かれる機會もなかつた。只後柏原天皇は後嵯峨院天皇の先例によつて皇妣たる典侍源朝子に皇太后を贈り、山陵國忌を置かれた。荷前煩幣の儀式さへ行はれぬこの頃に山陵を置くといふことは元より無意味である。また御忌日の御法會は國忌のあるなしに拘はらず、般舟三昧院で行はれ、その法會にもこの頃には最早國忌といふ言葉も用ゐられなないのだから、新に國忌を置かれるといふことも全く無意味の事である。ただ朝儀が何事も行はれぬこの頃に天皇はせめてもの御心やりとしてこの形ばかりの舊典を御實行遊ばされたのであらうと思ふ。

此期にも諸陵頭はなほあつた。天內義隆の間に三條西實隆の答へた有職問答といふ書がある。實隆は後柏原院後奈良院天皇の頃の人であるがこの書の中に次の文がある。

近代は天子崩御のとき御遺詔にて其の陵を置かれず云々。上古より立られ來りし諸陵へは時として山陵使又は荷前使を立らるゝ事あり。諸陵頭には陰陽家賀茂氏の輩今も必ず任せらる。當時も在重朝臣みささぎ田とて知行す。醍醐天皇の御陵田也則山科醍醐邊の田地なり。

とある。諸陵寮の仕事などは無論ないのであるが、京都附近の陵田のまだ残つて居るのを領知する爲に諸陵頭が出來るのである。山陵はますます荒廢するばかりで、河内の守護畠山植長が安閑天皇の古市高屋丘陵を城砦としたり、奈良の町民が開化天皇の春日率川坂上陵をその墓地とするなどもこの頃の事である。伊勢の神宮でも、神官等は常に相争ふて干戈を弄し、神殿は兵火に遭ひ神領は武士に押領せられ、神域の衰頽の極に達しても何ともすることも出來なかつた。宇治橋の流失した時には守悦といふ尼が奮起して諸國に勸進して之を造營した。三代目の尼清順は神宮の復興を企て益々勸化に力めて先づ宇治橋を改造し、永祿六年には遂に外宮の正遷宮を行つた。永

享六年以來百二十九年目である。清順はその功によつて後奈良院天皇から慶光院の稱を賜つた。四代目の周養もその遺志を繼いで天正三年には又外宮の假遷宮を行つた。これは寛正三年以來百十四年目である。伊勢でさへこの様であるから諸國大小の神社にも僧尼の力によつて漸く維持せられるものが多かつた。古今神學類聚抄に古今著聞集のやしる堂の語を引いてその次に

其頃までは社堂の名を怪みて神か佛かと口占くちまがにもせられしにや、今は宮寺の號も尋常となりて誰怪む人もなく、書にも筆して従つて神佛一致の緣起を説いて相資くるに至れり、古今の異なり亦甚しからずや、今時諸社參詣の貴賤其神號を問へばか元に烏帽子を戴き躬に祭服し手に大麻を取て、髭白き神人曰く阿彌陀なりと、これ何事ぞや、而も聞く人怪まず、其信敬還つて神號よりも彌増しなり、かれといひこれといひせんすべを知らず。

と云つて居る。これでも當時の狀態が想像出来る。

二 唯一神道、豊國大明神、東照宮

一般文化でも神道でも眞暗闇のこの時代に、吉田兼俱は唯一神道を大成して神道史

に一新紀元を畫した。兼俱は後柏原院天皇の永正八年七十七才で薨じた人である。兼俱の吉田家の本姓は卜部で神祇官で卜術を掌る家柄である。兼俱はその神道説を樹てると共に眞言密宗に倣つて種々の行事を定め京都吉田山に齋場を設け、又私に神祇管領長上を僭稱して恣に諸國の神社に神階社號を許し全國の神職を支配した。その後神祇官八神殿が非常に荒廢しても朝廷に之を興復する財力が無かつたので、慶長二年には便宜上八神殿を兼俱の造つた齋場所に移し、次いで慶長十四年には其齋場所を以つて遂に神祇官代として此所で諸社奉幣以下の神事が行はれる様になつた。又當時神職の補任の制度の全く乱れ果てたのに乘じて、神職等からの希望に任せて其世襲官位等に對する許狀を出した。鈴鹿家から文化四年に出版した書に依ると、其の支配下に屬した神社の名前が一千餘あつて、その奥に「右の外諸國大中小の社并に社官の執奏數多くして枚舉するに遑あらず。仍て大社と雖も之を載する有らず、其余は吉田家の神名帳に見ゆ云々」とある。如何に廣くその手を伸して居つたかが覗はれる。

豊臣秀吉の豊國大明神はこの吉田家の唯一神道の全盛の時代に出來た。死人の靈を墓所で祭つた著しい先蹤は多武峰の靈廟や太宰府の天滿宮である。始めは多武峰は妙樂寺、太宰府は安樂寺と云つて何れも寺であつたが、この頃には神社となつて居た

豊臣秀吉は慶長三年八月伏見城中で薨じ、京都東山の阿彌陀が峰に葬つた。その神靈を神に齋き阿彌陀が峰の麓に社殿を營むことになつた。四年三月本殿拜殿回廊三門等の工を竣る。吉田兼従を神主となし、妙法院宮が佛事を掌られる。四月十七日後陽成院天皇は詔して豊國大明神の號を賜ひ、十九日正一位を贈られた。この豊國廟は始めから神社であつたが寛元二年徳川氏の政策の爲めに破毀せられた。續いて出來た東照宮は叡山の僧侶によつて唱へられた山王一實神道といふので祀られた。徳川家康は元和二年四月十七日駿府で薨去した。四月二日に南禪寺金地院の崇傳と天海僧正と本多正純とを病床に呼んで遺骸は久能山に納めて神に齋ひ、一周忌が過ぎたら日光山に小さい堂を立てて勸請すべし、關東の鎮守にならうといふ遺言をした。それで薨去の前日京都の吉田の神龍院の梵舜が喚ばれた。梵舜は吉田兼俱曾孫兼右の子で豊國神社の別當であつた。當時は吉田流の神道が行はれて居る時代であるから神道の事はその派の者が用ゐられるのが自然である。それで久能山の靈廟社殿の建築等を梵舜の差圖で進捗しつつあつた。然るに朝廷に神號を奏請し吉田の神主を喚び出して遷宮の式を行はうといふ時になつてから天海僧正が俄に異議を稱へた自分に天台宗の由王一實神道で祀りて呉れといふ遺言があつた云ひ出した

唯一神道では魚鳥を供へて祀る大明神となるのであるが一貫神道では精進で祀る權現である。非常な激論はあつたが皆が天海に譲つたので遂に權現として祀る事になつた。これは神道史から云へば一つの逆轉であつた。そこで朝廷から東照大權現の號を賜はり正一位を贈られた。正保三年宮號を賜つて東照宮と云ふ。久能山の社殿は三年十二月落成し榊原照久が遺命によつてその社事を司り山下に別當寺徳音院が出来た。この社殿は無論靈廟式で、墓の趾には御廟があつて、その下に本殿拜殿等がある。即ち拜殿から本殿を拜めば同時にその後の墓を拜む様になつて居る。日光山の最初の社殿は元和二年十月二十六日に細張があつて翌三年三月に落成し、その十五日家康の遺骸を久能山から改葬した。今の立派な社殿は寛永元年から同十三年までかかつて改築されたものである。この東照宮も本殿の裏の高い處に墓即ち御廟があつて同様な形式になつて居る。別當には山王寺が門跡を奉じて事を行ふ。朝廷の奉幣使は元和三年四月が始めである。宮號を賜つてからは毎年例幣使の下向があつた。

第九期

一 御火葬の廢止

前期以來荷前の頒幣も御即位等の山陵使も全く忘れられ、前期まで山科邊にあつた陵田も整理せられ、諸陵頭もなくなり、諸陵に關し大寶令制定當時の俣は何も残らぬ様になつた。然るに世の中は泰平となり文運は勃興し、神佛の崇敬にも目覺めて來る時代となると、日本國民の腦裏に潜在して居つた墳墓を大切にする考も自然に起つて來る譯である。墳墓を大切にするのは畢竟逝者の遺骸と大切にする考に基く。佛法の稍衰へたこの時代に遺骸を大切と考へれば、火葬は忍びられない葬法である。第七期以來皇室の御葬法は火葬に一定して居たのであるが、この民衆的の感情は遂に御葬法を一變せしめた。後光明院天皇の崩御の時先例に依つて泉涌寺で御火葬が行はせられる筈であつたが、常に御所の御用を承つて居る魚屋の八兵衛といふものが非常な運動をして、その爲め遂に御火葬は御止めになつたといふことである。この八兵衛の運動のことは當時の公卿の日記に少しも載つて居ないから誤りであらうといふ説もあるが、この様なことはたとへ誤でなくとも公卿の日記には載らぬのかも知れぬ。全体

この時の御葬儀の次第は前と少しも變つたことはない。葬場殿の御火葬の處までの儀式は前例の通りに行はれる。火をつけて式を終る處を火をつけないうで式を終るだけの差である。前期には式後泉涌寺の僧侶が御灰を後山に埋め奉つた處を、燒かない御棺を後山に埋め奉るだけの差である。それでこの御埋棺はこの後も引續き行はれたが常には密行と稱へた。當時は徳川幕府が朝廷で新儀を興させられることは極力反對した時代である。それに公卿も常に守舊説でこの様な變更には大概反對であるから、この改革は特別な處から出た有力な論の爲めに内内行はれたものであらう。それで公卿の日記にも載らなかつたのかも知れぬ。この様にして事實上の御火葬は止んだのである。御棺は前代までの御灰塚の傍に埋め奉り、後陽成院天皇の御灰塚と同様な九重の御石塔が建てられた。此の期の終りまで御喪禮の儀式は前期の通り、御塔も後陽成院天皇の通りで變りはなかつた。たと御骨上げがないから深草の法華堂は御喪禮に縁のないものとなつた。皇室の御法會は般舟院と泉涌寺とでは前期の通り行はれる。始めは泉涌寺の御法會よりは般舟院の方が重く取扱はれて居たが、泉涌寺が御在所となつたので、二寺の位置はいつとはなしに轉倒した。

二 祭神の墓に關して神社の分類

大寶令の山陵祭祀の制度が全く絶滅したので此の頃には有識者の間にも山陵に關して正當な觀念を持つものは殆どなく三代將軍家光の時奈良奉行は大和に山陵は一ヶ所もないとに申しても左程非常識なこととも考へられなかつたのである。山陵はこの有様であるから祖靈の崇敬といふ点から見て日本國民の崇敬するものは神社と佛閣とばかりである。その神社も前々からの神佛混淆の結果本地佛があつたり別當の僧侶が居たりして佛堂に紛らはしいものが多かつた。また神社には夫れ夫れ由緒や沿革があるけれども一般民衆は大概たゞ神様として信仰して居た。そしてその民衆の崇敬の厚いものが繁榮するのである。皇室の御崇敬の厚かつた社も何等かの動機で民衆の信仰が薄らげば衰微を免れぬ伊勢の大神宮でも若しも神宮は皇室のもので民衆の關するものでないといふ様な方針の行はれたことでもあつたなら或は今日の御稜威を拜することは出来なかつたかも知れぬ。此の期に入つて國民が少し自覺して來ると我國は神國であるといふ考も起つて神佛分離の趨勢が出来て來た。諸國大小の神社の祭神の分らぬのも多くあるがそれを追々注意せられる様になつた。當時の神社をその祭神の墳墓との關係で區別するに左の様になる。

神社

陵靈を祭る社

社
陵で祭る

前期 新田八幡宮(瓊瓊杵尊)、譽田八幡宮(應神天皇)、山科社(天智天皇)
八嶋社(崇道天皇)等

後期 泉涌寺(四條院天皇及後水尾院以下の御歴代天皇)願證寺(崇徳天皇)
阿彌陀寺(安徳天皇)、常照寺(光嚴院天皇後花園院天皇)等

社
陵以外で祭る

前期 香椎宮(神功皇后)大帯姫廟神社(神功皇后)八幡宮(應神天皇)高津宮
(仁徳天皇)向神社(神武天皇)宇倍神社(景行天皇以下六代の天皇)等
後期 般舟三昧院(土御院門天皇以後御歴代の天皇)

社
墓で祭る

前期 竈山神社(彦五瀬命)吉備津神社(大吉備彦命)猿投神社(大碓命)等
(叡福寺(聖徳太子))
後期 多武峰社(藤原鎌定)太宰府社(菅原道實)日光東照宮(徳川家康)等
(日光三代廟)

社
墓以外で祭る

前期 神代の神を祭つた多数の神社、大鳥神社(日本武尊)等
後期 北野神社(菅原道實)、御靈社(崇道天皇、藤原廣嗣等)
久能山、東照宮(徳川家康)等

陵以外の墳墓の靈を祭る社

〔 〕 の中には神社ではない。先靈を佛様として禮拜する佛寺である。

陵の靈は諸陵寮が山陵で祭る等の制定で皇室の奉幣も山陵にあつたのだが、はやくから奉幣荷前も廢滅してしまつたので民衆が何等かの方法でその神靈を祭らんとして出來たのがこれらの神社である。それだから陵で祭る神社に神社として奉幣のあるものなどはあらう筈もなく、従つて格別民衆的に發展したのはない。陵以外で祭つたのには樞日宮や大帯姫廟神社は特別な事情ではやくから奉幣もあつて民衆の崇敬も厚かつたが、その他の神社は山陵での陵の靈の祭りが民衆を満足させぬ爲めに出來たものであることは前に述べた。第五期以後の陵は始めから佛式で祭られたので、その靈は佛様であるから神社にはなつて居らぬ。佛法が日本化したる近世には人が死んだ事を成佛したといふ。だれでも死にさへすれば佛になる。ましてや常に崇拜して居た人が崩薨せられると、その御廟所即ち御墓に詣つて佛様を拜むことは近世の一般風俗である。この佛様を拜む時の心持ちは俗人の間では神様として祭つてある祖靈を拜する時と何等の違ひはない。お近い御代々の佛様をその御陵のある泉涌寺に詣つて拜むのはこの心持ちである。崇徳天皇の頓証寺や後醍醐天皇の如意輪寺や後花園院天皇の常照寺などは天皇の御菩提の爲めの寺であつて民衆も自由にこれらの御陵に參詣して居た。これらの天皇は御生前御不幸であつたため、返つてその地方人民の

崇敬は厚いのである。

陵の靈以外の神即ち諸陵寮の關係のない墳墓の靈ももしその墳墓が手近にあれば墳墓で祭つてある。第四期以前では吉備津神社の吉備津彦命、竈山神社の彦五瀬命等を始め、地方には民族の祖を墓で祭つたものは澤山にある。第四期以後には藤原鎌足の多武峯社、菅原道真の太宰府社、徳川家康の日光東照宮等である。陵の靈以外の神で墳墓に依らぬもの——これは現存の神社の大多數を占めて居る。神代の神の御墓は大がい分らぬ。人の世になつても墓の分らぬ場合が多い。それらは皆墓によらずに祭つてあるが、墓の分つて居る場合でも神社は祭る人の便宜に造るのであるから、墓に依ることの出来ない場合が多いのも當然である。

墳墓でない處を墳墓と假想して造つた神社もある。第四期以前からの神社にはこれは澤山にある筈である。第四期以後のものでは道真の北野神社、家康の久能山、東照宮等がこれである。檀日宮は仲哀天皇を殯願した處であつて始めから天皇を祭つた神社であるといふ説は近頃確認された學説である。これは天皇の一時の陵に出来た宮である。又常に神社は墳墓に作るべきであるといふ信念があるから、某々の神社は墳墓であるといふ傳説も亦屢出来るのである。熱田神宮の傍にある古墳は白鳥陵で

あるといふ説もある。和氣清麻呂の墓は山城の高雄の清麻呂の祠の傍の古墳であるといふ説もある。舍人親王の墓は山城稻荷の親王の社の處にあるといふ説もある。佛様も亦窰都婆を建てて即ち墓を作つて供養をする。この種の空墓を供養塔といふ源平の戦の後諸方の山間に逃れた平家の落武者は必ずその父兄や舊主の供養をしたであらう。その場合には安徳天皇の供養塔を第一に建てたであらう。これが安徳天皇の陵といふ傳説のある墓が諸方に數多い一つの原因と思はれる。

墓を祭つた神社の時代や方式は色々で墓といふことを忘れられて居るのも澤山にある。併し、日本人が之を祀る根本的心理状態は古今一貫して居るといふことは、これらの神社に共通な配置で分る。神社として祭つてある墳墓には第一期の極めて原始的なものあれば、第二期の前方後圓形の壯大なものもある。その上に一本の神木のあつるものあれば、又森となつて居るものもある。擬墓らしい石積みのあるものあれば、石積に櫛を植ゑたものもある。その前に直に拜殿のあるものあれば、本殿があつて拜殿のあるものもある。御塚が大きくて社殿の小さい場合には本殿或は本殿も拜殿も御塚の上にあることもある。最簡易なのは御塚の前に御鳥居だけあることもある。日光山の東照宮は墓は多寶塔であるがやはりその前に本殿拜殿がある。又本殿と墓との間に多

少の距離があつて墓も直接に拜することが出来る様になつて居ると墓を奥の院と稱することもある。先靈たる佛様を拜む爲めに出来て居る寺院も亦前記の神社と外形上同一の形式となつて來た。泉涌寺では四條院天皇以下御歴代の御石塔のある處を御廟所と稱へて居る。其の前にあつて御歴代の靈位の安置してある靈明殿は拜殿の位置にあつてその役をして居る。崇徳天皇の頓証寺の配置もその通りであつた。墓を靈廟として祭つたもので最整頓して居るのは河内國南河内郡磯長村大字太子に在る聖徳太子の磯長墓である。これは現今も神社ではなく眞言宗の叡福寺といふ寺である。叡福寺は推古天皇の二十九年に聖徳太子の追福の爲めに立てられたといふことだがそれは甚疑はしい。この墓は純然たる第三期の圓墳で後に靈廟式に作り上げたものであることは確である。御廟は玄室の入口即ち羨道から傾斜狀の廊の様な形であつてその前面はお塚の前に出て居る。その正面に二天門がある。叡福寺の總門はその又前方に在つて伽藍はすべて御廟を中心として配置してある。同寺の古圖には御廟と二天門との間拜殿のあるべき處に堂がある。御廟を主とした叡福寺の規模が整ふたのはいつの時代であるか研究を要する事であるが第七期ではあるまいかと思はれる。

三 神社と墓との關係に就ての謬説

從來の神道諸説は皆佛教に習合したもので前期から榮えて一時は日本神道の本源の様な形になつた吉田家の唯一神道でも大に佛教臭味のものであつたが徳川幕府の儒學獎勵の結果神道哲學から佛教を排斥して儒學を之に替へる傾向を生じた。山崎闇齋は明暦万治の頃から朱子學を根本とし伊勢神道や吉田神道を交へて一派の神道説を唱へ始めた。これを垂加神道といふ。この傳流を受けた學者は澤山に出來て、本居一派の復古神道が勢力を得るまでは、専らこの儒教的の神道説が行はれて居た。

陵墓とその神の社との關係に就て闇齋はその意見を發表して居ぬ様であるが、垂加神道の保井春海とその弟子の谷重遠とは墓の上に社を建てることは誤であると論じて居る。春海はその瓊矛拾遺に

舍人親王の墓は山城國深草山の麓藤尾に在り、稻荷社の前、樓門と鳥居との間なり少しく土を築く、近年社人小社を墓の上に建つ、卜部家の傳來なりと、而して今墓の上に小社を建ることは甚しき誤也。舍人社は藤森大明神なり、墓所を去る南に八町。

と云つて居る。なほ神社は陵所に在らざる徴として論じて居る處を畧記すると凡そ

左の通りになる。先づ陵所と神社祭神との関係があげてある。

陵所

神社

祭神

紀伊國熊野有馬村

紀伊國熊野之社

伊弉册尊

出雲神門郡不老山の麓

出雲國大社

素戔嗚尊

日向埃山陵

伊勢度會宮

瓊瓊杵尊

日向高屋山上陵

長門國和布疋社

彥火火出見尊

同

山城國上鴨社

同

秘傳あり、神主老年に至つて之を傳ふ。他は此の號を知らず

畝傍山東北陵

山城國下鴨社

神武天皇

惠我長野西陵

越前國氣比神社

仲哀天皇

狹城盾列池後陵

山城國伏見御番

神功皇后

惠我藻伏岡陵

豊前國宇佐宮

應仁天皇

百舌鳥耳原中陵

山城國平野社

仁德天皇

古市高屋丘陵

大和國金崎社

安閑天皇

山科陵

山城國山科神社

天智天皇

社は陵南に去る百丈ばかり、この社は陵に近し、故に後世誤るもの多し、此の處に到つて見る者は知らむ。

右の陵所と神社とを相校れば、穢体の上には宮社を建つ可らず。墓の上に社を立つる有らば、これ穢の專一なり。宮社は清地を擇び、四神相應を考へて營るべし。然らば、則ち子孫祭へんのみ。太古穢體を藏す始は木齋國有馬村の窟なり。下民は水葬するを、鳴尊椀の材を用ゐて棺と爲し、尸を藏す云云。

以上は春海の論である。谷重遠は俗説贅辨といふ書にも、このことを論じて居る相だが、それはまだ見ぬ。秦山某には

瓊瓊杵尊は日向に葬り、神は外宮に祭る。神武帝は大和に葬り、神は山城に祭る。神功皇后は大和に葬り、神は山城伏見に祭る。御香宮是也。仁徳天皇は和泉に葬り、神は山城平野に祭る。神社には勅使あり、陵墓には勅使なし、是皆古法なり。中古道衰へ、陵近に社あり、儒法盛にして、荷前祭あり、皆神道に非ざるなり。

と云つて居る。これらの論の中墓の上に社を建てるは古法にあらずといふ点だけは尤である。古い墓の上に宮や廟を作れば、その工事も奉仕にもその上に乗らなければならぬ。これは如何にも不都合であらう。併し穢体の上に神が祭られぬとか、陵墓

には勅使なしとかいふことの誤りであることは前に述べたことで明瞭である。又陵所神社の關係に就て春海の引いた藻伏岡陵や山科陵の例も明に間違て居る。併し墓は神社に避くべきものであるといふことは前からあつた考かも知れぬ。それに垂加社の學者達が稱へたために一層有力となつて現今に至るまで多數の人々の腦裏に潜んで居る様である。この考は理屈を超越して居る處の一種の感情である。

一、墓は寺に關係すべきもので神社には不適當である。

二、墓に詣でることを神事に忌むのは神道の古傳である。

三、多武峯社や太宰府天滿宮はもと寺で神社となつたもの、豊國大明神や東照宮は之に倣つたもので何れも神社の先例とならぬものである。

四、墓は穢れて居るから神社から避けなければならぬ。

五、墓は何となく陰氣な厭なもので清淨潔白であるべき神社とは相容れぬものである。

この一、二、三、四は史實を研究せぬための誤解で、五は迷信で理屈にならぬものである。一、第五期に、墓所に寺が出来従つて寺に墓が出来る様になつてからは、墓と寺とは漸

次密接な關係となり、江戸時代に切支丹宗門が嚴禁せられて誰でも菩提寺を極めて居なければならぬ様になつてからは墓は皆寺にあるべきものであつた。儒葬や神葬が行はれる様になつたのは垂加社の在る頃から後の事である。近世の人が墓といつて連想するものは必ず窆都婆式のもので、太古からそれであつたと思ふて居る。これに關して面白い話がある。出雲大社の神官千家北島の兩家は天穗日命から連綿たる家柄である。第二期第三期の頃代々の國造であつた人人はその時代の風俗で相當な大墳に葬つてある筈である。國造の居住地であつた意宇郡の大庭の附近には現今古墳が澤山にある。これらは國造代々の墓である。然るにその家の傳へでは祖先の墓の最も古いものは某寺にある五輪塔であり、葬法も太古は水葬であつたが弘仁の頃から土葬となつたといふことである。これは墓に關して普通に古傳といふもののよい例である。水葬は火葬と共に印度の葬法である。出雲國造家の古傳ではその葬法は神代から佛式に飛んでそれから變遷したものである。この様に墓は昔から寺に關係のあつたものといふのが普通人の常識で、神道から佛教を排斥し寺を排斥する時には墓も排斥しなければならぬといふ考も起るのである。併し、これは佛法を排斥して第四期以前に立ち返へるには無關係のことである。

二當時人が單に墓といふは多くは近親の墓のことである。凡そ自分が崇め奉る處の神に仕へるか又は神に詣る前に自分の近親の墓に詣ることを慎む事は禮儀を重んずる人には當然であらう。併し神事に墓詣りを忌むのはそればかりではない。寺に在る墓に詣つる事はやがて寺詣りである。私共の少年時代までは墓詣りといふ言葉は聞かなかつた様に思ふ。寺詣りには墓を拜するばかりでなく大がい僧に經を讀んで貰つたものである。逝者の忌日に墓の在る寺に詣つて、少しく佛事を修することは平安朝以來の習慣である。然るに齋宮式に

凡そ寮官諸司及宮中の男女佛事を修し私奸密婚せる者は中祓を科す。

とあつて佛事を修することは神事には嚴重に忌むべき事である。それで墓に詣ることを神事に忌むのは墓が寺にあつて、墓詣りは即ち寺詣りで佛事を修することに當るからである。單に墓に詣ること即ち山作所に到ることの全く別事であるのは延喜式に依つても明な事である。之を墓を神社に嫌ふ理由とするのは全くの誤解である。

三墓を祭つた神社の澤山にあることは前から述べて來た通りであるが、その中第三期以前のものは皆その起原が明でない。起原の明なものは第四期以後の多武峯や太宰府天滿宮等の宮寺で後神社になつたものである。これは純粹の寺ではなく神を祭

る宮として起つたものであることは前に述べた通りである。然るにこれを第五期に始まり第七期に完成した寧都婆式の靈廟と混じて、全く佛法の思想から始まつたものが後神社になつたのだとすることは大なる誤である。豊國大明神や東照宮は始めから神社として祭つたもので卜部家に傳つた日本の古俗に従つたのである。家康の遺言には日光に小祠を建て墓は久能山におく筈であつた。然るに日光廟を大きくする爲めにわざ／＼日光に改葬したのは神社にはむしろ墓が必要であるといふ考があつたからである。これを佛教思想から起つたこととするのも全く史實を調べぬ爲めの誤解である。

四墓が穢て居ぬことは本論の始から論じた通りである。觸穢問答に問者(足利十一代將軍義澄)か「墓所へ參るに穢ありや」と問ふたのに對して答者(多分吉田兼俱)であらうと思ふはたゞ「當日を忌む」と答へて穢があるとは云つて居ぬ。觸穢類集や禁心類集にも墓に關したことが二言もないのは、伊勢で次き次きに出來た服忌令にもそれがないからである。伊勢でも延暦儀式帳を奉るころには墓といふ言葉を忌んだが、延喜式の明文の爲めに多くの事を穢に引きつけたけれども墓は遂に穢とすることは出來なかつた。然るに垂加社の人人は平安朝以來の墓を穢に結付けようとする傾向を活

用して吉田神道に反對した。

五墳墓厭忌の思想は吉凶禍福の説と共に俗間に傳つて居た。この思想は少し異つた二つの迷信となつて居る。一つは平安朝に盛んであつた崇の考から筋を引いたもので古墳や神社の森などによくある物凄く恐しいといふ迷信である。これは返つて古墳に小社の出来る動機にもなつて居る。一つは人魂幽霊などの迷信で、その光景は江戸時代の物語や繪畫などに現れて居る。その場面は大がい五輪塔以後の窠都婆式の墓場である。この光景は多くの人(現今の中老年の人)に少年時代から浸み込んで居て、墓場は厭な凄く處で何となく神社などには仕度くないといふ感情がある。これは迷信に過ぎない。

この通り以上の諸点は誤解でなければ迷信に過ぎぬものである。元來從來の諸神道説は一千餘年前の神佛習合から次第次第に變遷して來たものであるから、玉石混淆とはいへ古傳を傳へて居ることも勿論多いのである。垂加神道は朱子學の考を以つて佛教を排斥するに急であつたため、玉石の選擇を誤つてこの様な説を立てたものであらう。そして春海はその理由として、伊勢でも一千年來稱へ得なかつた墓は穢であるといふことを主張し、重遠は事實を顛倒して「陵所には勅使なし、是古法なり」と云つ

て居る。この様な理由で打ち立てられた新説も信用のある學者達の稱へ始めたものであつてまた平安朝以來まだ消え去らぬ墳墓厭忌の思想に投合して居る爲めに頗る有力な説となつた。かく祖靈をその墓で祭ることは誤りであるといふことになつたため神武天皇を始め御歴代の神靈を陵で祭る奉幣の典が再興せられても、それは奈良朝時代の原始的な形に停められ千數百年の間に一般文化と共に發展した祭祀法は陵では行ふ可らざるものと考へられる事になつた。それで民衆的な祭祀の爲めには別に橿原神宮吉野宮等が出来たのである。

第十期

一 山陵制度の復古

文久年間に至り諸陵の大修營があり、山陵も興された。元治元年には諸陵寮も再興せられた。この復古の大事業は朝廷の御稜威を王朝の盛時に復さんとの大方針に基いては居たが、萬事忽卒の際であつたため、復雜なる山陵の沿革は未だ充分研究の暇もなく、延喜の制度などが理想として見られた様である。それで山陵にはその取締として山陵取締長守戸が置かれ、陵上や陵邊に在つた神社堂宇等は一切他に移轉せしめら

れた。譽田八幡宮の如く山陵を祭つた神社も同じく分離排斥せられた。斯の如くして山陵は神社にも多くは宮のなかつた大寶時代の原始的な形に復舊せられたのである。四條院天皇以下の月輪諸陵は御廟所と靈明殿とが山陵祭祀の一つの組織であるから、若し單に佛法が排斥せられるといふことなら、他に幾らも例のあつた様に泉涌寺が神社となればよかつたらうと思はれる。併し、山陵を祭る神社も排斥せられる方針であつたために、御廟所だけを泉涌寺から引き離して取り上げられることになつた。

この皇室の御崇敬の續いて居る御近代の山陵からその祭祀機關(佛式でも)を引き離すことはあまり國民の共鳴を得なかつたので、これは數年に渡つて漸次に行はれ、泉涌寺は今でもなほ皇室の厚い御保護を蒙つて在來の御位牌に奉仕して居る。此の如くして再興せられた山陵の祭祀は全く民衆と縁の遠いものとなつた。

慶應二年十二月孝明天皇の崩御があり、翌年正月二十七日の御葬儀には前期の御火葬の儀式は廢せられ、泉涌寺内御近代御廟所の東方の山上に葬り奉られた。御陵前の供膳は山陵御用掛諸陵頭以下が奉仕したのではあつたが、式後泉涌寺の僧侶も亦御陵前で香華水燈を供へて讀經を爲た。御中陰御百箇日等の御法會は般舟三昧院と泉涌寺とで行はれた。二月十六日山陵使の行つた御諭號の奉告祭は古式で行はれた。

埋棺は前期の通り泉涌寺式で行はれたが、山陵の外形は三段の圓墳で稍大きく出来た。明治元年八月天皇は山科陵と後月輪東山陵とに親謁せられた。十二月二十五日には紫宸殿で孝明天皇の大祥祭を行はせられ、天皇はその山陵に親謁せられた。

明治二年八月には神祇官が出来その下に諸陵寮があつて、神祇作は祭典を相し諸陵を知り宣教を監し祝部神戸を管することを掌らしめられた。四年四月神祇官は廢せられて神祇省となり諸陵寮も廢せられて神社と諸陵とは念統一せられて大小の嘗典がその祭典を掌ることになつた。これは令の制定當時の精神の通り神祇と山陵とを併せ祭つて、我國体の根本たる祖靈崇拜の大義を明にせられたのである。なほ大寶養老の時代には陰陽道に混入した支那思想の爲めに諸陵は神祇と分離せられて居たのに神祇省では全くその隔を徹せられたのは王政復古の一大御英斷であつた。殿が設けられ又皇室祭祀令が公布せられた。その第十八條には、

神武天皇及先帝の式年祭は陵所及皇靈殿に於て之を行ふ。但し皇靈殿に於る祭典は掌典長之を行ふ

又第十九條の大祭に準じて祭典を行はせられる場合の第一項には

皇室又は國家の大事を神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵に親告すると

き

又第十二條の第二項には

神武天皇祭先帝祭先帝以前三代の式年祭先后の式年祭及皇妣たる皇后の式年祭の當日には其の山陵に奉幣せしむ

とあるのは我國古來の祭祀の制度を復興せられたのである。従つて前期から學者の唱へ始めた墓の穢の迷信などは勿論顧みられるべきでなかつた。それでもなほこの様な迷信に關しては明治天皇が御即位の時天地の神祇に祭告し賜ひたる五箇條の御誓文がある。その第四には

舊來の陋習を破り天地の公道に本くべし

と仰せられて、この様な迷信などはすでにお停めになつて居たのである。五年三月神祇省廢せられて祭祀の事は式部寮に移された。六年二月には自今混穢の制は廢せられる旨の太政官の達があり、次いで除服出仕忌明のものは一切神事に奉仕して差支ないといふことの達もあつた。斯の如く明治初年には百般の制度の改革と共に祭祀の事は大に重きを置かれたのであるが、その後西洋の文明を取り入れることが忙しくなり、祀の研究などは一時中絶した。二十一年國粹保存論の起る頃から再び世人の

注意にも上る様にはなつたが、初年の神道家等は概ね凋落して、その精神はあまり受け續かれなかつた様である。



曉 山 雲

田 中 久

ほのかにも夜はあけそめて山の端に

かゝれる雲の色もうるはし

初 春 河

あつさ弓はるとしなれば山河の

水の流れもゆるやかにして

鶯 出 谷

君か代の春壽くさ鶯の

谷の戸出つるこゑのさかなり